

第3次川口市環境基本計画



平成30年3月

川口市

あいさつ



川口市は、鋳物工業をはじめ、機械工業、木型工業などによる「ものづくりのまち」として、また、植木、花き、造園を中心とする緑化産業が盛んな「植木の里」として発展を続けてきました。多様な産業が集積する一方、荒川、芝川、見沼代用水から構成される水辺空間や安行台地、見沼田んぼなどの貴重な緑地空間など、「水」と「緑」の豊かな資源を有したまちでもあります。

このような資源を次世代に引き継ぐため、平成13年に川口市環境基本計画を策定、平成20年の改訂を経て、平成23年には、第2次川口市環境基本計画を策定し、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進して参りました。

この間、地球温暖化による気候変動や自然の喪失、温室効果ガス削減に向けた新たな国際的枠組みであるパリ協定の発効など、環境分野を取り巻く状況は大きく変化しました。

このような状況に的確に対応するため、このたび、第3次川口市環境基本計画を策定いたしました。

この計画は、将来の環境像を「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」とし、これを実現するため、「循環型社会の実現」、「安全・安心・快適社会の実現」、「自然共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」、「環境保全活動の拡大」の5つの基本目標を掲げました。

本計画に掲げた施策や事業を市民・事業者・市が連携、協働して実施することで、かけがえのない川口の環境を守り、育て、未来に引き継いでいく所存であります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました川口市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民、事業者の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後の計画の推進に、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

川口市長 奥ノ木信夫

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的・位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象範囲	4
5 計画の推進主体	5
第2章 計画策定の方向性	7
1 川口市の概要	8
2 社会情勢の変化と国の環境政策	11
3 本市の課題と対応	16
第3章 目指すべき将来の環境像	21
1 川口市の将来の環境像	22
2 基本目標	23
第4章 環境施策	25
1 施策体系	26
2 環境施策	28
基本目標1 循環型社会の実現	28
基本目標2 安全・安心・快適社会の実現	32
基本目標3 自然共生社会の実現	36
基本目標4 低炭素社会の実現	42
基本目標5 環境保全活動の拡大	48
第5章 計画の進行管理	55
1 計画の推進体制	56
2 計画の進行管理	57
参考資料	59

注1 第4章の担当部署名は、平成30年4月1日の名称を記載しています。

注2 *の付いた語句は、参考資料の用語集に解説を記載しています。

表紙写真の説明

上段左【キアゲハ】

提供：公益財団法人川口市公園緑地公社

上段中【モズ】

提供：公益財団法人川口市公園緑地公社

上段右【川口の空】

中段左【メダカ】

中段中【川口自然公園】

中段右【カワセミ】

提供：公益財団法人川口市公園緑地公社

下段左【アキアカネ】

提供：公益財団法人川口市公園緑地公社

下段右【モンシロチョウ】

提供：公益財団法人川口市公園緑地公社

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみの不法投棄、大気汚染、水質汚濁、ヒートアイランド現象*、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化*による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルそのものが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民がいつまでも健康で文化的な生活を送ることができるよう、平成11（1999）年4月に「川口市環境基本条例」（以下、「環境基本条例」といいます。）を施行しました。また、平成13（2001）年3月には、環境基本条例に基づき、「川口市環境基本計画」を策定し、平成20（2008）年3月の改訂を経て、平成23（2011）年3月に「第2次川口市環境基本計画」（以下、「第2次計画」といいます。）を策定し、同計画に基づく基本理念の実現を目指して、環境の保全および創造※に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

第2次計画の策定以降、東日本大震災に伴うエネルギー需給のひっ迫による省エネルギーへの取り組みや再生可能エネルギー*導入の加速化、鳩ヶ谷市との合併など、環境行政を取り巻く状況が変化しています。

また、国際社会における新しい地球温暖化対策の枠組みへの合意など、今後も環境を取り巻く状況は変化していくものと想定されています。

こうした新たな環境課題に対応するとともに、平成28（2016）年4月に策定された「第5次川口市総合計画」との整合を図り、本市における環境の保全および創造に関する取り組みをより効果的に進めていくため、「第3次川口市環境基本計画」を策定しました。

※ 市民・事業者・市が適正な役割分担と協働のもとに、現在の環境を守り、さらに将来に向けてより良い環境をつくり出すこと。

川口市環境基本条例第3条（基本理念）

- 1 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の目的・位置づけ

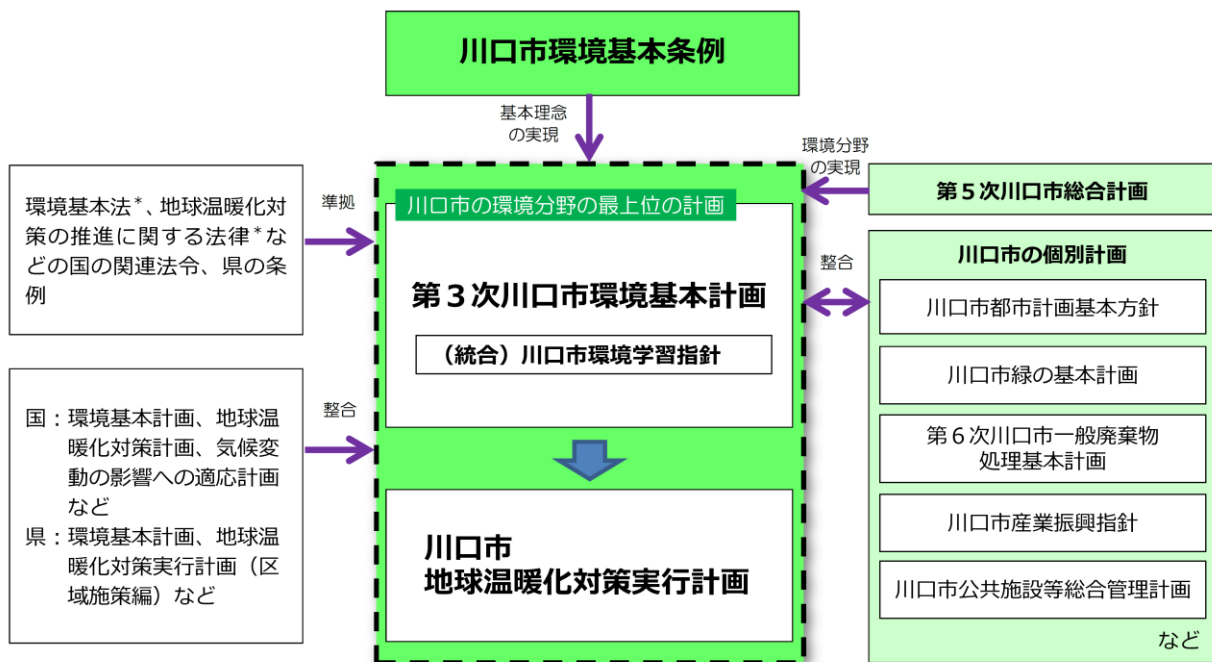
本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

本計画は、「第5次川口市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画であり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。

また、国や県の環境基本計画をはじめ、本市の環境に関連する各種計画との整合を図ります。

さらに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条および環境基本条例第15条に基づき策定された「川口市環境学習指針」を包含した計画として位置づけます。

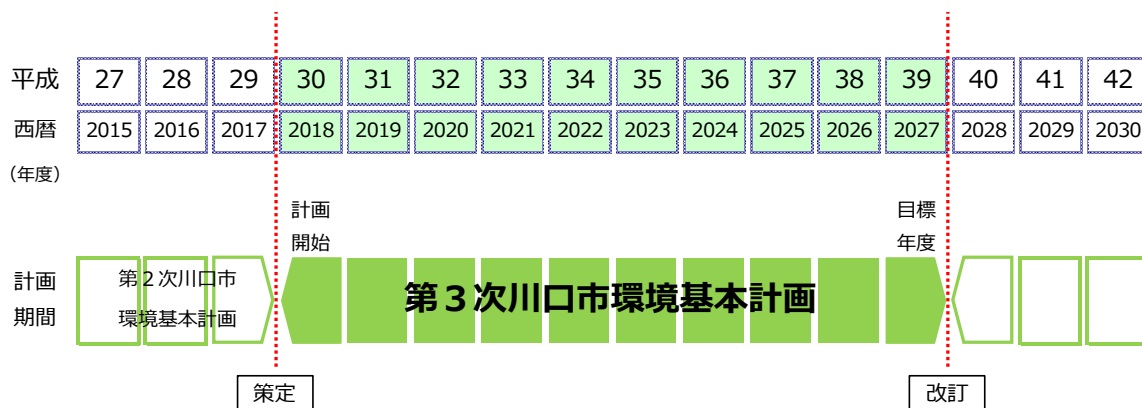
本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。

計画の期間



4 計画の対象範囲

計画の対象地域は、川口市全域とします。

対象分野は、①循環、②安全・安心・快適、③自然共生、④低炭素、⑤環境保全活動、の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

計画の対象範囲

対象分野	対 象 範 囲
循環	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R*）、ごみの適正処理 など
安全・安心・快適	公害防止、環境美化、まちなみ・景観、防災 など
自然共生	動植物、生態系*、みどり・水辺、公園、農地 など
低炭素	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動、協働 など

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民・事業者・市とし、各々がその役割に応じ、環境に配慮した行動を実践します。

計画の推進主体

市民

- 環境に配慮した暮らしを実践することで、環境への負荷の低減に努めます。
- 環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力します。

事業者

- 事業活動が、環境に大きな影響を与えることを認識し、公害の防止や廃棄物の適正な処理などにより、環境の保全を図ります。
- 環境に配慮した製品などの製造、加工、販売等を通じ、環境への負荷の低減に資するよう努めます。
- 環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力します。

協働により、環境に
配慮した行動を実践

市

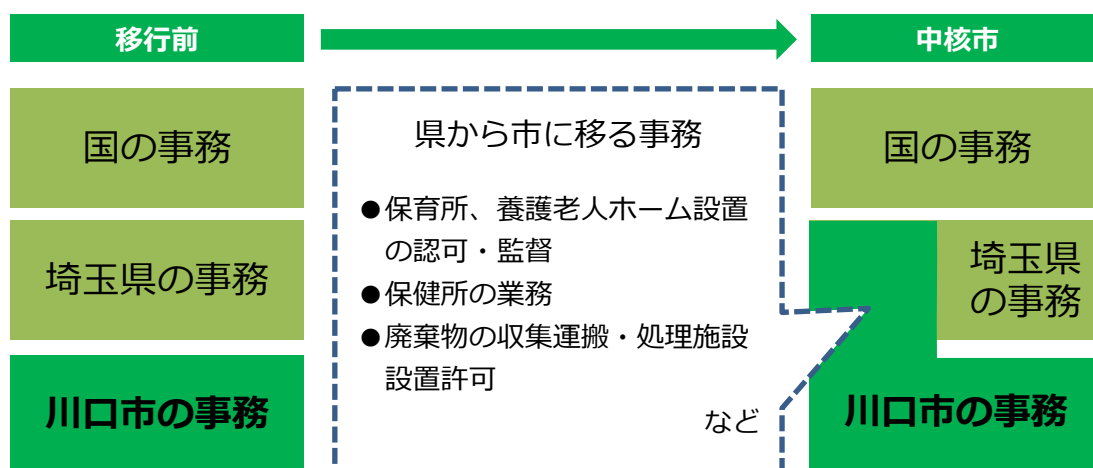
- 環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 広域的な取り組みが必要な事項については、国や県、近隣自治体と連携して施策の推進に努めます。

コラム：中核市への移行

中核市とは、地方自治法に定められた大都市制度の一つで、これまで法律などに基づき県が行っていた福祉、保健、環境など市民に身近な分野の事務権限が県から移譲され市が行うことができます。

中核市へ移行することで、手続きの迅速化や市民に身近な視点で地域の実情に応じた行政サービスを提供でき、市民の利便性や安全・安心がこれまで以上に高まります。

中核市になると…



本計画に関わりの深い事務としては、「騒音、悪臭、振動の規制地域・規制基準の設定」、「産業廃棄物処理施設の許可・監督」、「産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令」、「ばい煙発生施設の設置の届出の受理」などがあります。

このように市が自ら判断できる権限が拡大したことを踏まえながら、市民へ質の高い行政サービスを提供し、市の実情にあった個性ある環境づくりを進めていきます。



川口市マスコット「きゅぼらん」

2018.4.1

中核市 川口

誕生

第 2 章 計画策定の方向性

1 川口市の概要

位置と地勢

本市は埼玉県南端に位置し、荒川をへだてて東京に接しており、東西に約10.2km、南北に約11.8km、面積は61.95km²の広がりを持っています。北はさいたま市に、東は越谷市と草加市に、南は東京都に、西は戸田市と蕨市に接し、市の大部分の地域が東京都心から10～20km圏内に含まれています。

地形は、大宮台地の南端部に位置し荒川低地と中川低地に属する平坦地であり、海拔は最高点でも約20mとほとんど起伏のない地形となっており、市域の東側には綾瀬川と伝右川、南側には荒川、中心部には芝川と豊川が流れています。

広域交通機関として、市の南西部にJR 京浜東北線、北部にJR 武蔵野線、中央部に埼玉高速鉄道線が走り、東京都心へのアクセスに優れています。また、広域的な幹線道路は、JR 京浜東北線に並行して県道川口上尾線、市の中央には国道122号、東北自動車道および首都高速川口線が南北に走り、北部には国道298号と東京外かく環状道路が東西に走っており、これらを結ぶ川口ジャンクションは自動車の広域交通の要衝となっています。

また、古くから鋳物工業をはじめとする「ものづくりのまち」として発展してきたほか、植木を中心とする花きおよび造園などの緑化関連産業も本市の特徴ある産業の一つであり、特に安行植木は全国的にも知られています。

さらに、SKIPシティでは、インキュベイトオフィス*や映像などのコンテンツ関連の取り組みが活発になっており、新たな産業振興の拠点としての役割を先導しています。

平成23（2011）年10月11日には、鳩ヶ谷市との合併により、人口58万人の都市が誕生し、現在に至っています。



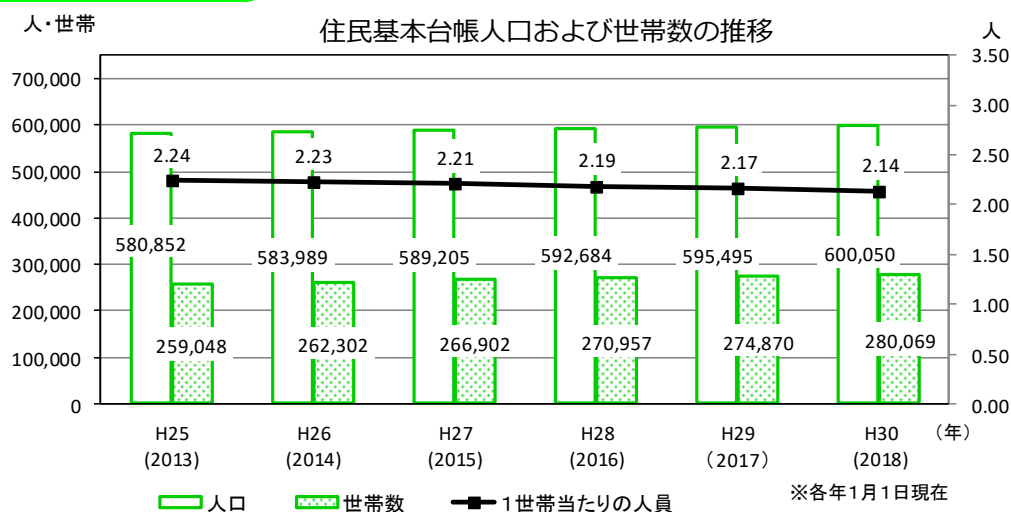
人口動向

本市の人口および世帯数は、平成30（2018）年1月1日現在で600,050人、世帯数は280,069世帯となっています。人口、世帯数とも増加傾向にあります。核家族化の進行や単身世帯の増加の影響などにより1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。

「第5次川口市総合計画」では、人口は平成32（2020）年まで、世帯数は平成42（2030）年まで増加傾向で推移し、その後はいずれも緩やかに減少していくと推計しています。

「第5次川口市総合計画」では、平成37（2025）年の将来人口を599,946人、将来世帯数を284,233世帯と想定しています。

人口・世帯数の推移



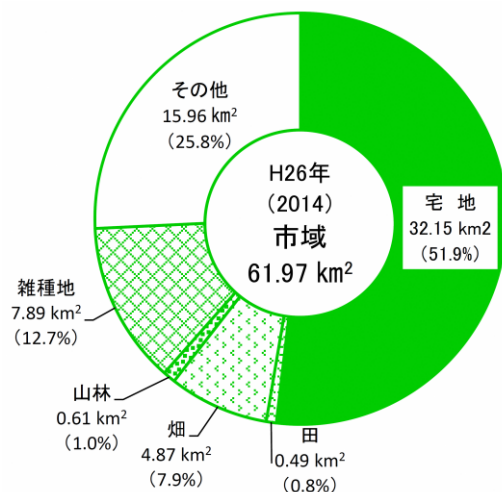
土地利用

本市の全域が都市計画区域に指定されており、「市街化区域」が88.2%、「市街化調整区域」が11.8%となっています。また、地目別にみると宅地が51.9%となっています。

用途地域別面積※

項 目	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域 合計	6,197.0	100.0
市街化区域	5,467.0	88.2
市街化調整区域	730.0	11.8
住居系用途地域	3,789.4	69.4
第一種低層住居専用地域	878.6	16.1
第二種低層住居専用地域	5.9	0.2
第一種中高層住居専用地域	289.5	5.4
第二種中高層住居専用地域	342.1	6.2
第一種住居地域	1,159.4	21.2
第二種住居地域	1,044.4	19.1
準住居地域	69.5	1.2
商業系用途地域	268.6	4.9
近隣商業地域	125.9	2.3
商業地域	142.7	2.6
工業系用途地域	1,409.0	25.7
準工業地域	1,014.2	18.5
工業地域	364.8	6.7
工業専用地域	30.0	0.5
用途地域 合計	5,467.0	100.0
特別工業地区	487.5	—
近郊緑地保全区域	580.0	—

地目別面積※



※用途地域別面積および地目別面積については、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」における変更前の値のため、合計面積は61.97 km²となっています。

産業

本市は、古くから鋳物工業が盛んで「鋳物のまち」として知られており、鋳物工業およびその関連産業である機械工業・木型工業を中心とした産業都市として発展を続け、さいたま市に次いで県下第2位の事業所の集積を有しています。

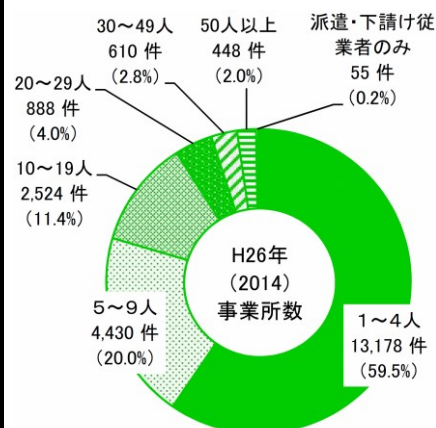
市内の事業所は、「平成26年経済センサス-基礎調査」によれば、従業者数が9人以下の事業所が最も多く全体の79.5%を占め、比較的小規模な町工場が多くあります。

また、農業については、江戸時代から続く「植木の里・安行」ブランドなどをはじめ、植木や花きの産地として知られ、造園業などの関連産業を含めた緑化産業の一大拠点として発展してきました。しかし、都市化の進展や担い手の高齢化などにより、徐々に農地が減少しつつあります。

一方、第3次産業の事業所は年々増加し、全体に対する割合も平成26（2014）年の時点では71.4%を占めるまでになっており、産業の多様化が進んでいます。

産業別事業所数・従業者数

産業分類	平成 26 (2014) 年			
	事業所数 (件)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総 数	22,133	100.0	186,889	100.0
第1次産業	36	0.2	259	0.1
農・林・漁業	36	0.2	259	0.1
第2次産業	6,622	29.9	53,282	28.5
鉱業、石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	2,455	11.1	16,403	8.8
製造業	4,167	18.8	36,879	19.7
第3次産業	15,475	69.9	133,348	71.4
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.0	351	0.2
情報通信業	144	0.7	1,399	0.7
運輸業、郵便業	602	2.7	13,880	7.4
卸売業、小売業	4,744	21.4	39,501	21.1
金融業、保険業	234	1.1	3,443	1.8
不動産業、物品賃貸業	1,770	8.0	6,038	3.2
学術研究、専門・技術サービス業	609	2.8	3,025	1.6
宿泊業、飲食サービス業	2,414	10.9	17,229	9.2
生活関連サービス業、娯楽業	1,787	8.1	9,037	4.8
教育、学習支援業	612	2.8	4,130	2.2
医療、福祉	1,499	6.8	22,230	11.9
複合サービス事業	52	0.2	1,339	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	1,000	4.5	11,746	6.3



資料：平成 26 年経済センサス-基礎調査（総務省）

2

社会情勢の変化と国の環境政策

第2次計画の計画期間内（平成23〈2011〉年度～平成29〈2017〉年度）における主な社会情勢の変化とそれを踏まえた国の環境政策を以下に示します。

国の第四次環境基本計画について

国は、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「第四次環境基本計画」を平成24（2012）年4月に策定しました。

「第四次環境基本計画」は、以下のような環境政策の方向性などを示しています。

- ・目指すべき持続可能な社会の姿を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、その基盤として「安全」が確保されることと位置づけています。
- ・持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、以下の4点を定めています。
 - ① 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
 - ② 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化
 - ③ 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
 - ④ 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進
- ・新たな価値の創出や社会システムの変革により、個人や事業者の環境配慮行動が社会に浸透していく「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」など9つの優先的に取り組む重点分野を定めたほか、東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項および放射性物質による環境汚染からの回復等について定めています。

国の「第四次環境基本計画」における目指すべき持続可能な社会の姿

持続可能な社会

「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会



資料：第四次環境基本計画（環境省）

低炭素社会*形成に向けた動き

▶ 国のエネルギー政策・地球温暖化対策の方針

国は、平成26（2014）年4月に第4次となる「エネルギー基本計画*」を、平成27（2015）年7月には「長期エネルギー需給見通し」を策定し、平成42（2030）年度における電源構成として、徹底した省エネルギーなどの推進を前提に、総発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合を22～24%程度に、原子力が占める割合を20～22%程度となる見通しを立てました。

また、平成27（2015）年12月には、パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、「京都議定書*」に代わる新たな地球温暖化対策の国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、平成28（2016）年11月に発効しました。

「パリ協定」は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどによって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的としています。

「パリ協定」の採択および「温室効果ガス*を平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比で26.0%減（平成17（2005）年度比25.4%減）」の水準とする「日本の約束草案」を踏まえ、平成28（2016）年5月には「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画には、国、地方公共団体、事業者および国民の基本的役割が明記され、各々が温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて「省エネルギー化の推進」や「再生可能エネルギーの利用促進」などの取り組みを、さらに進めていくことが求められています。

▶ 再生可能エネルギーの導入拡大

平成24（2012）年7月の「固定価格買取制度*」の開始を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が急速に拡大しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加えて、災害時における自立分散型のエネルギーとしても利用可能なことから、災害に強いまちづくりを進めるうえでもより一層の導入拡大が求められています。

▶ 設備・機器の更新や建物の省エネルギー化

近年では、従来の生活家電、自動車などのエネルギー関連機器自体の高効率化といったハード面の技術革新に加えて、IoT技術などソフト面の技術革新が著しい発展を遂げています。これによって、エネルギー関連機器そのものの効率化だけでなく、スマートメーターやIoT技術の活用により、エネルギーを賢く運用制御することが可能となり、更なるエネルギーの効率化が期待できます。

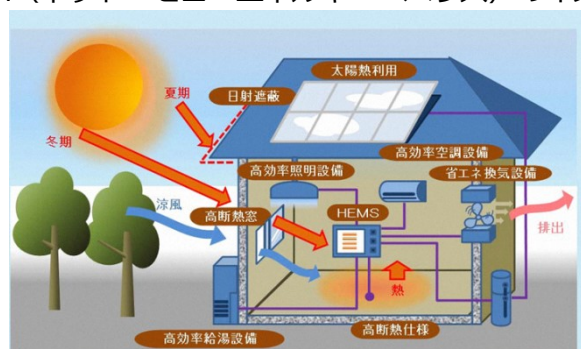
このような背景を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減にあたっては、これまで行われてきた節電をはじめとした省エネルギー行動などの運用面の実践に加えて、生活家電などの高効率機器への更新や導入、スマートメーターやIoT技術の活用による賢い運用制御、環境に配慮した上で快適に生活できる住宅やビルの普及といった施設整備面の取り組みを普及させていくことが求められています。

コラム：ZEH/ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）とは？

ZEH（ゼッチ）とは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を保ちながら、建物の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで、年間で消費する建物のエネルギー収支が概ねプラスマイナスゼロとなる建物のことです。

ZEH、ZEB は、光熱費削減などの効果のほか、高断熱化による快適性・健康性の向上や、災害時でもエネルギー的に自立した建物として注目されています。

◆ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）のイメージ



資料：「ZEH ロードマップとりまとめ」の概要資料（経済産業省）

◆ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）のイメージ



資料：「ZEB ロードマップ検討委員会における ZEB の定義・今後の施策など」（経済産業省）

▶ 低炭素なまちづくりの推進

国の「地球温暖化対策計画」では、都市のエネルギーシステムの効率化などによる低炭素型の都市・地域づくりを推進する必要があるとしています。

そのため、省エネルギー建物への更新、市街地整備を契機とした複数の施設・建物間でのエネルギーの面的利用の促進、市民・事業者との連携による都市緑化の推進および水素利用の拡大などを進め、持続可能で活力ある低炭素型のまちへと転換を図っていくことが求められています。

▶ 地球温暖化への適応策の推進

「国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC*）第5次評価報告書」では、「世界平均気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実であり、中緯度の大陸のほとんどと湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高い」と指摘されています。

こうした地球温暖化の影響と考えられるゲリラ豪雨や猛暑日の増加に伴う熱中症患者の増加といった現象が既に現れているため、国は、「気候変動の影響への適応計画」を策定し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とともに、地球温暖化による影響に適切に対応する「適応策」を推進しています。これにより、国民の生命や自然環境などへの被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築することが求められています。

循環型社会* 形成に向けた動き

国は、ごみの発生抑制である「リデュース*」、使えるものを再使用する「リユース*」、ごみを資源として再利用する「リサイクル*」の、いわゆる3Rの取り組みを推進しています。

「リサイクル」については、循環型社会形成の基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「容器包装リサイクル法*」をはじめとした各種リサイクル法が整備されるなど、取り組みが進んでいます。平成25（2013）年に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、「リサイクル」に比べ、取り組みが遅れている、「リデュース」、「リユース」の2Rの取り組みがより進む社会経済システムの構築を基本的方向の1つに掲げています。

持続可能な循環型社会を形成するため、社会経済のあらゆる場面において、2Rの取り組みを推進する余地がないか改めて検討し、可能な限り2Rを社会システムに組み込んでいくことが求められています。

自然共生社会* 形成に向けた動き

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、人と自然が共生する社会の実現を目的とした「生物多様性基本法」が平成20（2008）年に施行されました。

また、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する国の基本的な計画として「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24（2012）年に策定されました。この戦略では、おおむね平成32（2020）年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」、「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」および「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が提示されています。この戦略に基づき、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくることが求められています。

コラム：持続可能な開発目標（SDGs）への対応



資料：国際連合広報センター（<http://www.un.org/jp/>）

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、温室効果ガスによる気候変動や環境汚染物質による水や大気の汚染、鉱物・エネルギー資源の無計画な消費、開発や乱獲などの人間活動を主な原因とする地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

平成27（2015）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

「2030アジェンダ」は、相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことを誓っています。

SDGsは、17のゴールが相互に関係しており、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特にSDGsのゴール・ターゲット間の関連性については、環境が全ての根底にあることから、環境配慮が経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

そのため、本市の環境政策の推進においても、環境分野の取り組みが本市の産業やまちづくり、福祉などの幅広い分野に波及効果を与えることを認識しながら、着実に施策・事業を実施していくことが求められています。

3

本市の課題と対応

本計画は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズなどを踏まえ、「循環」「安全・安心・快適」「自然共生」「低炭素」「環境保全活動」の5つの分野における課題とそれに対する対応方針を明示します。

循環型社会の実現に向けた課題と対応

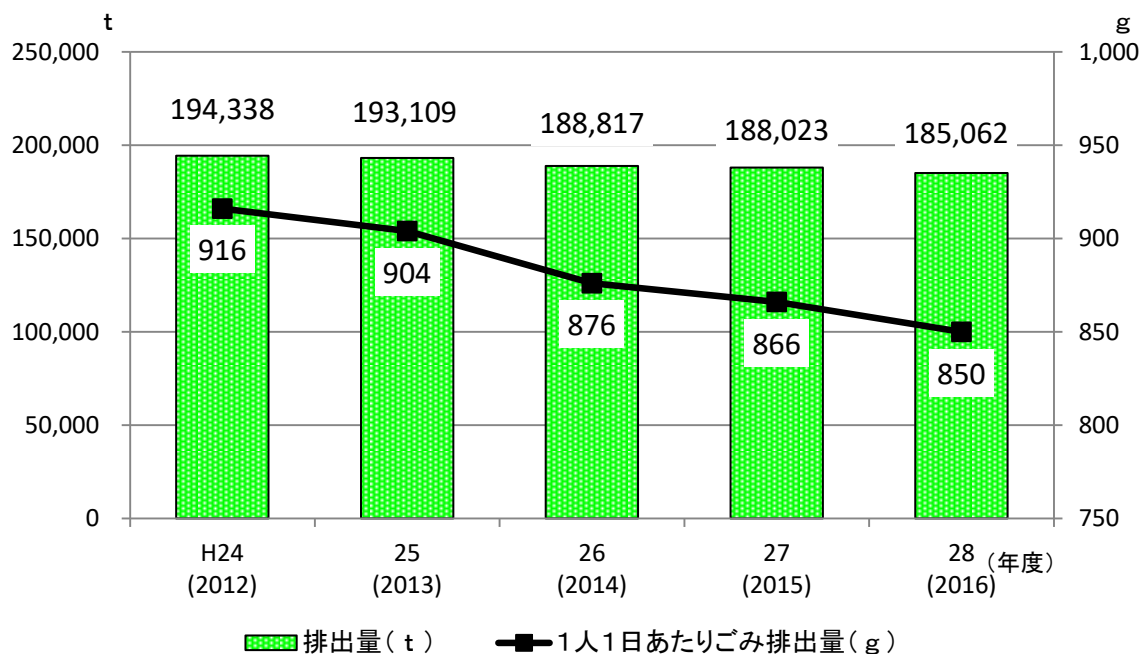
ごみの減量化への対応

本市では、循環型社会の構築を目的とした「3 R 推進活動等助成事業」の実施や、「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行するなど、ごみの減量化・資源化に向けた3 R 運動を推進しています。

「ごみ排出量」、「1人1日あたりごみ排出量」とともに減少しており、3 R 運動の取り組みは一定の成果を収めています。

引き続き、「ごみの発生自体を抑制する」、「発生したごみは分別を徹底する」といったライフスタイルの普及に努める必要があります。

ごみ排出量・1人1日あたりごみ排出量の推移



食品ロスへの対応

「食品ロス」とは、本来食べることができるのに、売れ残りや食べ残し、賞味期限切れなどで捨てられてしまう食品のことです。

国内の食品ロスは、年間約621万t（平成26（2014）年度）発生しているといわれ、国民1人あたりに換算すると、お茶碗約一杯分（約134g）の食べ物が毎日捨てられている計算となり、その約半分が、家庭から発生しています。

そのため、埼玉県の「食べきり SaiTaMa 大作戦」などをはじめ、全国の自治体において食品ロス削減に向けた取り組みが拡がりつつあります。

食品ロスは地球環境・エネルギー問題と深く関わっていることから、本市においても、更なるごみ減量の推進に向けて、家庭や飲食店などにおける食品ロス削減に向けた取り組みを更に推進する必要があります。

一般廃棄物*の最終処分への対応

環境省がまとめた「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成27年度）」では、全国の一般廃棄物の最終処分場の残余年数が20.4年とされています。特に、本市は市内に最終処分場を有していないことから、将来にわたり、安定的な廃棄物処理を継続していくためには、ごみの排出抑制や分別を徹底するとともに、焼却灰の溶融スラグ化をはじめとする有効利用を積極的に行うことなどで、最終処分量を削減していくことが課題となっています。

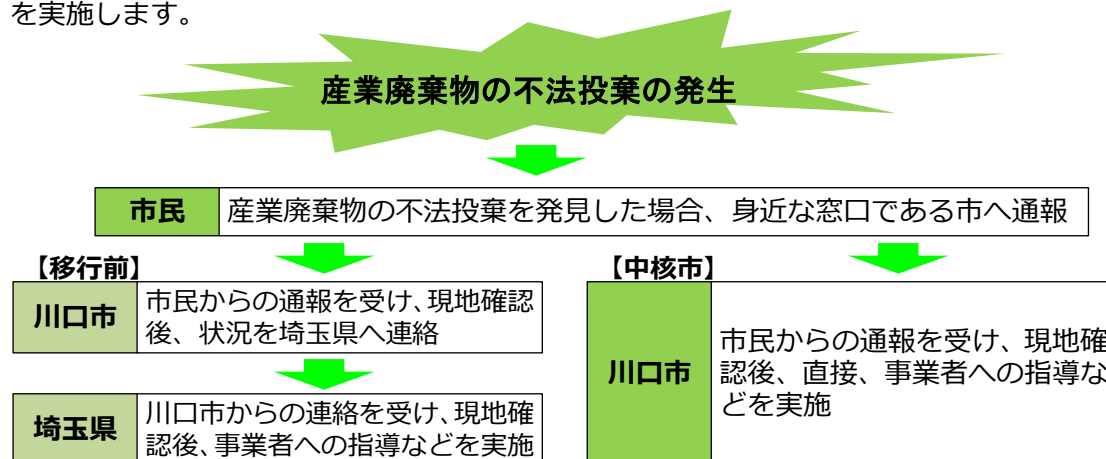
産業廃棄物への対応

中核市移行に伴い、これまで県が実施してきた産業廃棄物や廃棄物処理施設に係る許可・届出・報告や監視指導などの業務が移譲されます。

市は、市民に身近な自治体として、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄などに、地域の実情に応じた丁寧で、迅速な対応をしていく必要があります。

コラム：産業廃棄物の不法投棄への対応

中核市移行に伴い、産業廃棄物の不法投棄が発生した場合は、市が直接事業者への指導を実施します。



安全・安心・快適社会の実現に向けた課題と対応

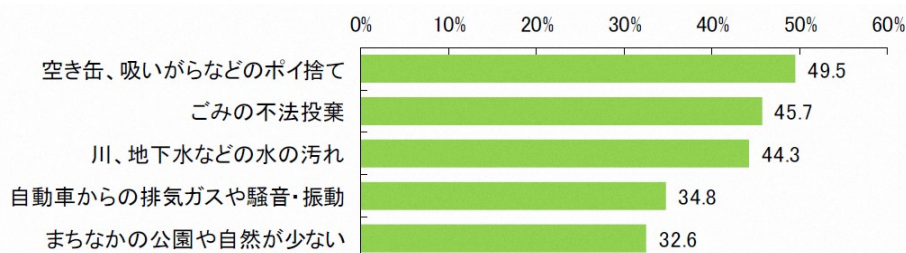
環境美化への対応

平成28（2016）年度に実施した「川口市の環境に関するアンケート」においては、「空き缶、吸いがらなどのポイ捨て」、「ごみの不法投棄」が改善すべき環境課題の上位に掲げられています。

本市はこれまで、「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」および「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を定め、美化推進区域や路上喫煙禁止地区の指定、ポイ捨てや不法投棄防止についての啓発活動、巡回パトロールなどを実施しているほか、市民や事業者と連携・協力して、市内の道路などを清掃する「全市一斉クリーンタウン作戦」を実施しています。

引き続き、ポイ捨てや不法投棄が多い地域を対象とした重点的な取り組みを検討するとともに、市民や事業者のマナー向上・ルール遵守に向けた取り組みを拡充する必要があります。

市民が考える改善すべき、また取り組むべき環境の課題（上位5位）



資料：平成 28（2016）年度川口市の環境に関するアンケート

生活環境の保全と公害への対応

かつて、工場などが発生源とされた産業型の公害は、規制強化や、事業者の自主的な取り組みなどにより大幅に改善しています。

一方、「川口市の環境に関するアンケート」においては、「川、地下水などの水の汚れ」「自動車からの排気ガスや騒音・振動」が改善すべき課題の上位に掲げられていることから、大気・水質・騒音などの調査、監視および指導に努める必要があります。

自然共生社会の実現に向けた課題と対応

生物多様性への対応

都市化が進む本市においても、荒川、芝川などの水辺や見沼田んぼなど、動物が生息し植物が生育する貴重な環境が残されています。

人と自然が共生する社会の実現に向け、将来にわたって生物多様性の恩恵を受けるためには、その価値を正しく認識し、野生生物の種の保存や多様な生物が、自然的社会的条件に応じて保全されることが大切です。

そのため、多様な動植物の分布や生息・生育に関する情報の収集に努めるとともに、外来生物*対策や樹林地、河川や公園など緑地の保全や創出に取り組む必要があります。

低炭素社会の実現に向けた課題と対応

地球温暖化対策（緩和策）への対応

省エネルギー行動の一層の拡充

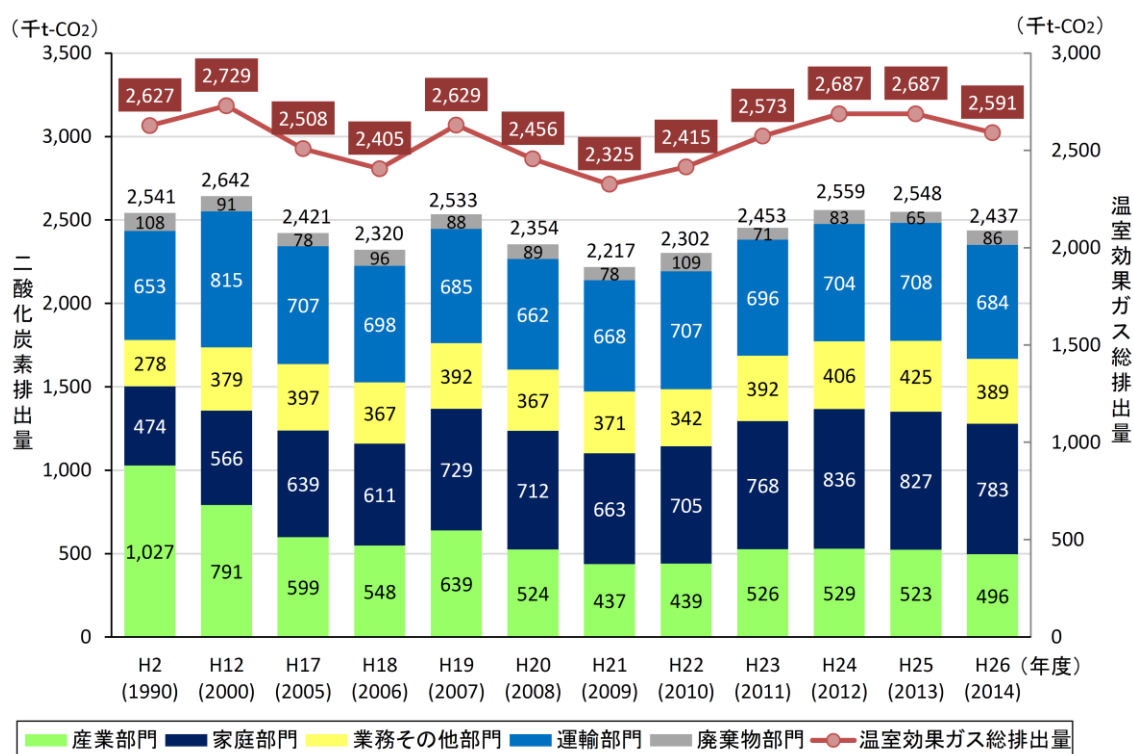
本市から排出される温室効果ガスの総量は、約2,300～2,800千t-CO₂前後で推移しています。平成26（2014）年の総排出量は2,591千t-CO₂となっており、このうち約94%（2,437千t-CO₂）が二酸化炭素（CO₂）です。二酸化炭素（CO₂）が排出される主な要因は、電気などのエネルギーの使用によるものです。

平成23（2011）年の東日本大震災後、原子力発電所の稼働停止に伴い、化石燃料*を使用する火力発電所での発電量が増加したことを受け、一時、排出量が増加しました。

しかし、家庭や事業所での省エネルギー行動の普及や省エネルギー型の家電・設備機器への更新などが進んだことにより、近年ではエネルギー消費量は減少傾向を示しています。

今後も、さらなる温室効果ガス排出量の削減に向け、省エネルギー対策を推進する必要があります。

川口市の温室効果ガス総排出量及び部門別二酸化炭素排出量の推移



資料：市町村温室効果ガス排出量推計報告書2014年度（埼玉県）

省エネルギー機器の普及・拡大

本市では、環境への負荷の低減に向けて、市民や事業所における省エネルギー機器の普及に取り組んできました。

引き続き、省エネルギー対策の啓発や、高効率な省エネルギー機器の導入促進に努める必要があります。

再生可能エネルギーの活用

本市では、住宅への太陽光発電設備設置支援、小中学校などへの太陽光発電設備設置、小水力発電設備の導入など再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んできました。

引き続き、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー利用の啓発や、再生可能エネルギー設備の導入を推進するなど、その活用促進に努める必要があります。

地球温暖化対策（適応策）への対応

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について積極的に取り組んでいます。しかし、既に地球温暖化の影響と考えられる現象が生じており、今後は、ゲリラ豪雨による都市型水害や、猛暑日の増加に伴う熱中症、デング熱*の感染といった健康被害などのリスクが懸念されることから、こうした影響に適切に対応する「適応策」を講じる必要があります。

環境保全活動に対する課題と対応

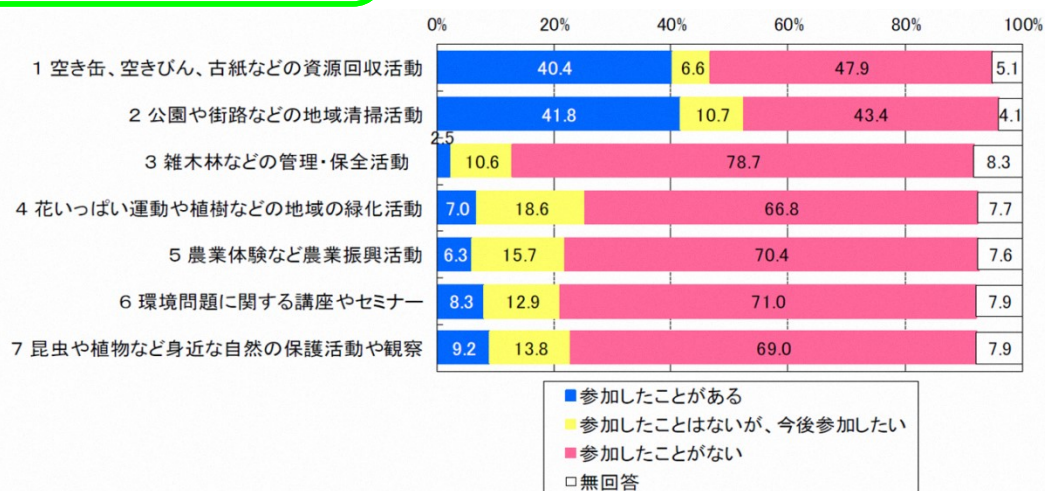
環境保全活動の定着・拡大への対応

「川口市の環境に関するアンケート」においては、「資源回収活動」、「地域清掃活動」について、約40%の市民が「参加したことがある」と回答していますが、「環境問題に関する講座やセミナー」、「身近な自然の保護活動や観察」などについて、「参加したことがある」と回答した市民は10%以下にとどまっています。

地球温暖化や生物多様性の保全といった今日の環境問題を解決するためには、これまで以上に市民や事業者の自主的かつ積極的な環境活動が不可欠です。

そのため、環境の保全に積極的に取り組む市民や事業者の拡大に向けて、様々な主体の環境学習をすすめ、環境保全活動の継続を図る取り組みが必要です。

地域の環境活動への参加経験



資料：平成 28（2016）年度川口市の環境に関するアンケート

第 3 章 目指すべき将来の環境像

1

川口市の将来の環境像

家庭、学校、職場といった生活のさまざまな場面におけるあらゆる活動は、環境と深い関わりがあります。豊かで良好な環境からは、食物やエネルギー資源、うるおいややすらぎなど、多大な恩恵を受けていますが、一人ひとりの行動は、時として自らの生活環境を悪化させ、さらには地球温暖化による気候変動など地球規模の環境悪化を招く要因ともなっています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいくため、たゆまぬ努力を重ねていかなければなりません。

本市のまちづくりのビジョンである「第5次川口市総合計画」では、将来都市像「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」を実現するための6つのめざす姿の一つとして「都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」を掲げています。

本計画は、この「都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」および環境基本条例の基本理念である「市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していく」ことなどを実現するため、市民・事業者・市の協働で、より良い環境づくりに取り組む意志を込めて、以下の目指すべき将来の環境像を定めます。

川口市の将来の環境像

**みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、
都市と自然が調和した、元気なまち 川口**

2

基本目標

将来の環境像「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」の実現に向けて、本計画が目指す10年後の川口市のイメージを5つの分野に描いてみました。

これらの将来イメージを基本目標として位置づけ、市民・事業者・市の協働のもとで、環境像の実現に向けた取り組みを進めていきます。

循環型社会の実現

～限りある資源を有効に利用するまち～

限られた資源を大切に使う社会が確立され、資源の消費が抑えられています。

リデュースやリユースの取り組みが浸透することにより、市民や事業者は、ごみになりにくいもの、リユースが容易な商品を選び、本当に必要な量だけを購入しています。

また、ごみを資源として活用できるよう分別して排出することが市民や事業者に浸透し、環境に負荷をかけず、かつ有用性の高いリサイクルに取り組み、質の高い資源循環が行われています。

安全・安心・快適社会の実現

～安心して快適に暮らせるまち～

大気や河川水質の汚染、騒音などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準^{*}を達成し、都市生活型公害^{*}の少ない、安心なまちになっています。

多くの市民や事業者と協働で取り組む「全市一斉クリーンタウン作戦」や、監視活動により、ポイ捨てや不法投棄によるごみが少なくなり、清潔できれいなまちが維持されています。

景観に配慮した美しいまちなみの住宅地や商業地が増え、川口らしい歴史と豊かさを感じさせる景観が広がる快適なまちになっています。

自然共生社会の実現

～豊かな自然とともに暮らせるまち～

荒川や芝川など多くの水辺空間や、見沼田んぼをはじめ、雑木林、斜面林などの豊かな緑が、市民や事業者との協働で保全、再生され、多様な動植物の生態が維持されています。また、これらの身近な自然は、貴重な地域資源として、人々が自然と触れ合う場として活用され、次世代に引き継がれています。

身近な緑の創出が進み、公園の植栽や街路樹など公共の場の緑化に加え、住宅の庭先やビルの屋上、さらには壁面への緑化により、身近に自然が感じられる快適なまちになっています。

低炭素社会の実現

～地球環境に配慮した暮らしを实践するまち～

省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、市民や事業者にとって「日常的な習慣」になっています。

再生可能エネルギー設備などにより家庭や地域でのエネルギー創出がさらに進み、また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んでいます。

街路や交通網の整備などにより市内の移動が円滑になり、電気自動車や燃料電池*自動車などの環境にやさしい自動車が普及するなど、まちの低炭素化*が進んでいます。さらに、集中豪雨に対する防災意識や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しています。

環境保全活動の拡大

～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～

環境をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐために、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学ぶ仕組みが整っています。

また、地域での身近な環境問題の解決に向けて、積極的に環境に配慮した行動を实践する市民や事業者が増えています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民・事業者・市の協働による環境保全活動が活発化しています。

第 4 章 環境施策

1

施策体系

将来の環境像	基本目標
みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、 都市と自然が調和した、元気なまち 川口	1 循環型社会の実現 ～限りある資源を有効に利用するまち～
	2 安全・安心・快適社会の実現 ～安心して快適に暮らせるまち～
	3 自然共生社会の実現 ～豊かな自然とともに暮らせるまち～
	4 低炭素社会の実現 ～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～
	5 環境保全活動の拡大 ～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～

個別目標	施策の柱
1 3Rの推進	・リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進 ・リサイクル（再資源化）の推進
2 ごみの適正処理の推進	・収集運搬体制の整備・充実 ・廃棄物処理施設の整備・充実
3 公害防止対策の推進	・公害防止対策の推進 ・監視、測定体制の充実
4 快適なまちなみの形成	・まちの美化推進 ・まちなみ景観の向上
5 生物多様性の保全	・自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全 ・生物多様性の保全に向けた普及啓発
6 みどり・水辺の保全	・緑地の保全 ・河川、水辺の保全、整備 ・公園の整備 ・農地の保全
7 温室効果ガス排出量削減の推進	・家庭、事業所における温室効果ガス排出量削減の推進 ・公共施設における温室効果ガス排出量削減の推進
8 まちの低炭素化の推進	・省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の推進 ・公共交通、自転車利用の促進
9 気候変動適応策の推進	・豪雨対策の推進 ・熱中症・感染症対策の推進
10 環境に配慮した行動の実践	・エコライフの実践に向けた普及啓発 ・環境活動情報の共有
11 環境教育・環境学習の推進	・学校における環境教育の充実 ・地域における環境学習機会の拡充
12 協働による環境活動の推進	・環境ボランティア・リーダーの育成 ・環境に配慮した活動への支援 ・協働による環境活動の活性化

2 環境施策

基本目標1

循環型社会の実現

～限りある資源を有効に利用するまち～

施策の方向性

限りある資源を有効に利用するには、物質的な豊かさを重視する私たちの社会経済活動を見直し、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。

それには、生産・流通・消費の各段階において、廃棄するものを最小限に抑えることで、自然環境をはじめとする環境への負荷の抑制や二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減に資する社会経済システムの実現が重要です。

ごみを減らすためには、まず、ごみの発生抑制（リデュース）に優先的に取り組むとともに、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することが必要です。

これまでの3Rの推進や「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づくレジ袋削減などの取り組みにより、ごみの総排出量および市民1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあります。さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減などの取り組みや、普及啓発活動を実施します。

また、ごみの収集運搬作業の効率を高めるために、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を研究するほか、一般廃棄物処理施設における安全で安定した適正処理の実施、廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する適切な措置・指導を行います。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
1人1日あたりのごみ排出量	※ 844 g/人・日	850g/人・日
リサイクル率	※ 35.0%	23.0%
最終処分量	※ 4,800 t	7,424 t
グリーン購入*の目標値達成率	100%	94.7%

※ 平成34（2022）年度の目標値

※ 川口市一般廃棄物処理基本計画の改訂時に見直しを行います。

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・資源の大切さを認識し、物を大切にする。
- ・すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
- ・買い物袋を持参する。
- ・食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄がないように努める。
- ・「生ごみのひとしぼり」の実施や生ごみ処理容器の購入など、生ごみの減量に努める。
- ・ごみは正しく分別して出すことを徹底する。
- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・資源物を出すときは、地域の集団資源回収やスーパーなどの店頭回収に協力する。
- ・「全市一斉クリーンタウン作戦」や地域の環境美化活動に進んで協力する。

● 事業者の役割

- ・事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理する。
- ・事業所内で分別を行い、ごみの減量化・再資源化・再生利用を進める。
- ・梱包や包装を簡素化する。
- ・両面コピーの徹底など紙類ごみの減量に努める。
- ・食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄がないように努める。
- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・すぐにごみになるようなもの、資源になりにくいものは使わない・作らない。
- ・「全市一斉クリーンタウン作戦」や地域の環境美化活動に進んで協力する。

● 市の役割

- ・3Rを推進する。【個別目標 1】
- ・ごみの適正処理を推進する。【個別目標 2】

コラム：私たちがごみの減量のためにできること

- マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにしましょう！



- 食品ロスを減らしましょう！



おにぎり(1個)
100g



生卵(1個)
60g

- リサイクルに努めましょう！



牛乳パック(1ℓ)
40g



ペットボトル(500ml)
30g



アルミ缶(350ml)
15g

個別目標1

3 R の推進

●リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進

ごみの減量化を図るため、環境にやさしい製品の製造や販売など環境に配慮した活動や、ごみを出さないライフスタイル、ビジネススタイルの普及に努めます。

●リサイクル(再資源化)の推進

リサイクルを推進するため、ごみとして排出されたものの中から利用可能なものの再生および活用を行います。また、資源として分別排出されたごみの効率的な再資源化を行います。

施策	担当部署
① ごみの減量化や再資源化を推進するため、3 R 運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	資源循環課 リサイクルプラザ
② 「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・市の三者が一体となり、レジ袋の削減に向けた取り組みを推進します。	資源循環課
③ 家庭におけるごみの発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)を推進するため、ごみを出さないライフスタイルへの転換や、グリーンコンシューマー*を育成するなどの啓発活動を推進します。	資源循環課
④ 生ごみの発生と排出を減らすため「生ごみのひとしぼり運動」や生ごみ処理容器の普及に努めます。	地球温暖化対策室 資源循環課
⑤ 家庭や飲食店などに対し、食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄をしないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。	資源循環課
⑥ ごみ処理に関する費用負担の公平性や排出抑制などの観点から、家庭ごみの有料化を導入する場合の効果や課題などに関し、市民生活への影響を考慮しながら、慎重に研究を進めます。	資源循環課
⑦ リサイクルプラザにおけるリサイクルショップ事業やフリーマーケットの開催などを通じ、リユースを推進します。	資源循環課 リサイクルプラザ
⑧ クリーン推進員*と連携を図り、ごみ問題に対する市民の意識向上と地域コミュニティの醸成につながる集団資源回収運動を、より一層推進します。	資源循環課 リサイクルプラザ
⑨ ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進し、リサイクル率の向上を図ります。	資源循環課
⑩ 木質バイオマス*の活用を促進します。	資源循環課
⑪ 環境物品等の優先的購入(グリーン購入)を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。	契約課 環境総務課

個別目標2

ごみの適正処理の推進

●収集運搬体制の整備・充実

ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を研究します。

●廃棄物処理施設の整備・充実

廃棄物処理施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に建替えや改修を行うことで、処理能力の確保と延命化を図り、廃棄物を安定的かつ適正に処理します。

また、法令に基づき、廃棄物処理事業者の許可のほか、廃棄物施設への立入検査を行い、施設が適正に運営され、維持管理されるよう指導します。

施策	担当部署
① ごみを出すことが困難な高齢者などのごみの収集に配慮するとともに、収集時間や収集ルートなどについて研究し、ごみの収集運搬作業の効率化に努めます。	収集業務課
② 廃棄物処理施設・設備について、安定的な処理能力の確保を図るため、施設の維持管理に努めます。	環境施設課 戸塚環境センター 朝日環境センター リサイクルプラザ 鳩ヶ谷衛生センター
③ 廃棄物処理施設の計画的な建替えや延命化対策を実施することで、処理能力の確保を図ります。また、常に最新の処理技術の動向について調査研究を行います。	環境施設課 戸塚環境センター 朝日環境センター リサイクルプラザ 鳩ヶ谷衛生センター
④ 国などに対し、事業者による適正処理困難物の自主回収システムの構築を働きかけるとともに、排出者による応益負担の適正化に努めます。	資源循環課
⑤ 廃棄物処理業および廃棄物処理施設設置の許可申請を適切に審査し、これらの許可事務を円滑に行い、適正処理を推進します。	資源循環課 産業廃棄物対策課
⑥ 廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設が適正に運営され、維持管理されるよう指導します。	資源循環課 産業廃棄物対策課

基本目標2

安全・安心・快適社会の実現 ～安心して快適に暮らせるまち～

施策の方向性

市民が健康に生活できる環境を保全するため、法令等に基づく工場などへの指導・許可、立入検査のほか、公害の発生防止に向けた取り組みを実施します。

また、魅力的で快適なまちなみを形成・維持するために、ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に関する市民意識の高揚、不法投棄の発生抑止や、「川口市景観計画」などに基づく景観への取り組みを推進します。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
大気環境基準達成率	100%	50.0%
公共用水域(河川)環境基準達成率	100%	80.0%
騒音環境基準達成率	100%	97.7%
地下水環境基準達成率	100%	100%
ダイオキシン類*環境基準達成率	100%	100%
有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%
下水道処理人口普及率	※ 88.0%	86.5%

※ 平成 32（2020）年度の目標値

※ 流域下水道計画や他の都市計画事業などと整合を図りながら見直しを行います。

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・騒音の防止など近隣に配慮した生活を心がける。
- ・ごみやたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない。
- ・「全市一斉クリーンタウン作戦」や「川口市まち美化促進プログラム」などの地域の環境美化活動に進んで参加する。
- ・景観を守ることの大切さを理解する。

● 事業者の役割

- ・法令を遵守し、騒音、振動、悪臭などの防止に努める。
- ・周辺住民などから苦情があった場合は速やかに原因把握・問題解決に協力する。
- ・「全市一斉クリーンタウン作戦」や「川口市まち美化促進プログラム」などの地域の環境美化活動に進んで参加する。
- ・開発許可の基準の遵守や川口市景観設計指針（ガイドライン）に沿った景観づくりに努める。

● 市の役割

- ・公害防止対策を推進する。 【個別目標3】
- ・快適なまちなみを形成する。 【個別目標4】

コラム：川口市まち美化促進プログラム

市では環境美化の促進に関する施策として「川口市まち美化促進プログラム」を実施しています。これは市民や事業者の方々とともに清潔できれいな街をつくっていくため、市民や事業者の方々が行う自主的な美化活動を市が積極的にサポートする施策です。

この施策に基づき、20 団体（平成 29 年 4 月 1 日現在）の方々がボランティアによる美化活動を実施しています。



個別目標3

公害防止対策の推進

●公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づき工場などへの立入検査や指導など、環境基準達成に向けた取り組みを実施します。

●監視、測定体制の充実

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量などの状況を把握するため、監視・測定を実施します。

	施策	担当部署
①	生活環境を保全するため、工場などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。	環境保全課
②	大気、河川、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境保全課
③	計画的な下水道整備および水洗化を推進するとともに、下水道未整備地域では、浄化槽維持管理、法定検査の実施を促します。	環境保全課 下水道維持課 下水道推進課
④	野外焼却を防止するため、パトロールの実施などにより指導を行います。	環境保全課
⑤	アスベスト*を使用している建築物などの解体工事や除去作業において、飛散が生じないように、立入検査・指導を行います。	環境保全課
⑥	事業者に対して、有害化学物質の使用を抑制するよう、啓発します。	環境保全課



工場排水の水質検査

個別目標4

快適なまちなみの形成

●まちなみの美化推進

本市では、快適な都市環境を確保するため、「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」、「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行し、対策に努めています。

引き続き、ごみの散乱や不法投棄を防止するため、まちなみの美化に対する市民・事業者の環境意識の向上を図るとともに、地域との協働によるまちなみの美化の取り組みとして、「全市一斉クリーンタウン作戦」などを実施し、清潔できれいなまちを目指します。

●まちなみ景観の向上

良好なまちなみの景観を形成するため、「川口市景観計画」などに基づく、景観向上の取り組みを実施し、地域の特色を生かした川口らしい景観づくりを推進します。

施策	担当部署
① 町会・自治会や「川口市まち美化促進プログラム」登録団体をはじめとする市民・事業者・市が協働し、自主的なまち美化活動、ごみの散乱防止活動を推進します。	資源循環課 収集業務課
② 地域を清潔に保ち、生活環境を保全するため、関係機関との連携強化に努めます。	資源循環課 収集業務課
③ 「川口市景観計画」「川口市景観形成条例」などに基づき、景観形成基準における緑地の維持管理が継続的に実施されるよう努めます。	都市計画課
④ 快適なまちなみの形成に向けて、地区計画制度を活用し、緑化の推進を図ります。	都市計画課
⑤ 不法投棄の多い場所を中心にパトロールを実施し、不法投棄の未然防止を図ります。	収集業務課
⑥ 食品を取り扱う事業者の廃棄物の適正な排出を促進します。	生活衛生課 資源循環課 産業廃棄物対策課

基本目標3

自然共生社会の実現

～豊かな自然とともに暮らせるまち～

施策の方向性

水辺や緑などは、大気の浄化や水を蓄える機能を有するほか、動物の生息や植物の生育環境など多様な役割を担っています。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりや、やすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

本市には、荒川や芝川など多くの水辺空間や、見沼田んぼや安行台地など、動物の生息や植物の生育に欠かせない豊かな緑が残されています。

このようなかけがえのない自然環境の量的・質的向上を図るとともに、河川や樹林地などの保全と活用を適切に行い、自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全を推進します。

さらに、市街地における水辺や緑を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
保全すべき緑地の確保	※1 200,000 m ²	33 箇所 187,254 m ²
親水護岸の整備延長	※2 3,240m	2,015m
保存樹木の本数	現状維持	212 本
保存生け垣の箇所数、延長	現状維持	40 箇所 2,064m
市民1人あたりの公園面積	現状値を上回る	3.33 m ²

※1 ※2 平成 32（2020）年度の目標値

※1 川口市緑の基本計画の改定時に見直しを行います。

※2 旧芝川改修事業と整合を図りながら見直しを行います。

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。
- ・ガーデニング、生垣緑化、グリーンカーテンの設置や屋上緑化など、身近な緑を増やす。
- ・地域の緑化活動へ積極的に参加する。
- ・水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持つ。
- ・地域の公園や親水公園*の清掃など美化活動に積極的に参加する。

● 事業者の役割

- ・身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。
- ・開発や施設建設の際は、周辺環境に配慮する。
- ・開発許可の基準を遵守し、生物多様性を保全する。
- ・ガーデニング、生垣緑化、グリーンカーテンの設置や屋上緑化など、身近な緑を増やす。
- ・地域の緑化活動へ積極的に参加する。
- ・地域の公園や親水公園の清掃など美化活動に積極的に参加する。

● 市の役割

- ・生物多様性を保全する。 【個別目標5】
- ・みどり・水辺を保全する。 【個別目標6】

コラム：スポンサー付きフラワーロード事業

季節の美しい草花を施したフラワースタンドが並ぶフラワーロードは、地域の皆さんのボランティア活動により植替えや日常の手入れを行い、美しい花が大切に育てられています。スポンサー付きフラワーロード事業は、これら緑化推進活動に賛同いただける企業および団体を募集し、協賛企業および団体の名称を記したサインボードをフラワースタンドに一定期間掲示します。

サインボードの掲示により、多くの皆様に緑化事業への関心を高めていただき、市民参加による魅力あるまちづくりの推進を目的に実施するものです。

協賛金は、緑化推進・緑地保全の貴重な財源として活用します。



個別目標5

生物多様性の保全

● 自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全

市内における動物の生息および植物の生育の実態を把握するための調査・研究を行います。

また、生物多様性の保全にも配慮した水と緑のネットワークづくり*を地域ぐるみで推進するほか、外来生物による生態系などへの被害防止に努めます。

● 生物多様性の保全に向けた普及啓発

自然観察会などの啓発活動を通じて、生物多様性の保全の重要性を広く周知します。

施策	担当部署
① 自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、動植物の実態把握に努めます。	環境総務課 みどり課
② 樹林地の保全や公園の整備、河川の緑化を図り、水と緑のネットワークづくりを地域ぐるみで推進し、生物の生息・移動空間の形成に努めます。	河川課 みどり課 公園課
③ アライグマなど外来生物の駆除に努めます。	環境総務課
④ 市民が身近な自然に気づくように自然観察会を開催するなど、生物多様性への興味喚起に努めます。	地球温暖化対策室 グリーンセンター みどり課
⑤ 生物多様性に関する市民の理解を深めるため、各種イベントにおける情報発信に努めます。	地球温暖化対策室 グリーンセンター

コラム：川口自然公園

川口自然公園は、見沼低地にあり、湿地の自然を残した公園です。周囲には、雑木林などの自然地が残っていることから、公園内にもカブトムシやクワガタが見られ、湿地には絶滅が心配されるメダカも泳いでいます。

また、埼玉県レッドデータブックの準絶滅危惧種に指定されているギンイチモンジセセリ、コムラサキをはじめとするチョウ類やヨツボシトンボなどの希少な昆虫の生息が確認されています。

天気の良い日には、ご家族で生きもの観察に出かけてはいかがでしょうか。



コラム：生物多様性とは？

■生物多様性とは？

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

「生物多様性条約」では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

生態系の多様性

森林、草地、里地里山、河川、干潟、サンゴ礁など、いろいろなタイプの自然があること。

種の多様性

鳥、魚、植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生きものがあること。

遺伝子の多様性

アサリの貝殻の模様が千差万別なことなど、同じ種でも形や模様、生体などに多様な個性があること。

■生物多様性に迫る危機

私たちの暮らしは、植物が生み出す酸素の供給をはじめとして、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。

第1の危機

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

第2の危機

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

第3の危機

外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

第4の危機

地球温暖化など地球環境の変化による危機

過去にも自然現象などの影響により5回の大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。過去の大量絶滅と異なり、人間活動による影響が絶滅の主な要因となっており、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

「いのち」と「暮らし」を支える生物多様性を私たちは、自らの手で危機的な状況に陥らせています。すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、今、行動することが必要なのです。

資料：生物多様性センターHP（環境省）

個別目標6

みどり・水辺の保全

●緑地の保全

本市には、安行台地、見沼たんぼ、都市農地など多くの緑地が残されており、都市の貴重な緑の拠点となっています。

そのため、法令に基づいて指定された地域制緑地*の保全や、市民の緑地保全への理解・協力を得ながら適正な維持管理に努めます。

●河川、水辺の保全、整備

河川においては、親水性に配慮し、レクリエーション機能や治水機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間の整備に努めます。

また、貴重な水辺の環境に、市民がこれからも継続して親しめるよう、市民と協力しながら緑化や清掃活動を推進し、自然と調和した水辺環境の維持・保全を図ります。

●公園の整備

植生に配慮した公園などの整備や、道路緑化といった都市における緑化を推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めるとともに、市民、事業者と協働しながら維持管理を行います。

また、公共用地内の緑地確保、開発事業などに伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出するとともに、市民による緑化活動を支援します。

●農地の保全

本市の伝統産業である植木や各種作物の生産、良好な景観の形成、動物の生息や植物の生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全します。

施策	担当部署
① 法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。	みどり課
② 貴重な樹林地や樹木を、「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・生け垣」に指定し、その保全に努めます。	みどり課
③ 市民との協働により、樹林地の保全・管理を推進します。	みどり課
④ 治水対策、水質改善とともに生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。	河川課
⑤ 市民が水と遊び、生き物とふれあえるような親しみのある水辺環境を整備します。	河川課

施策	担当部署
⑥ 市街地内において、身近に自然とふれあうことができる公園を整備します。	公園課
⑦ 「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく緑化率による規制のほか、生垣設置や屋上緑化などにより緑化を推進します。	みどり課
⑧ 市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。	みどり課
⑨ 農地パトロールを実施し、遊休農地の発見や、違反転用および不法投棄を未然に防止することにより農地の保全に努めます。	農業委員会事務局
⑩ 身近な緑地空間である生産緑地地区の新規指定に努めます。	みどり課
⑪ 遊休農地の解消を図るとともに、農業とのふれあいやコミュニケーションの場として、市民農園を活用します。	農政課

コラム：市内の自然風景

市内には、多くの水辺空間や、斜面林などの豊かな緑が残されています。
週末は家族で素敵な自然風景を探しに出かけてはいかがでしょうか。



戸塚地区の斜面林（戸塚2丁目地内）



見沼代用水東縁（大字差間付近）



興禅院ふるさとの森・赤堀用水沿い
斜面林（大字安行原地内）



見沼みちくさ道路
（大字差間・大字行衛）

基本目標4

低炭素社会の実現

～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～

施策の方向性

化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出は、自然環境や社会環境に影響を及ぼす地球温暖化を引き起こしており、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題の一つと考えられます。

地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」および、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく国の「地球温暖化対策計画」の方針を踏まえ、本市から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの普及促進やエネルギー利用の効率化、省エネルギー機器・設備の普及拡大を図っていく必要があります。

このため、市民や事業者が、積極的に環境への負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を賢く選択することにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。

さらに、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に備えるための「適応策」を講じます。気候変動の影響は様々な分野に及びますが、本市は「適応策」として集中豪雨による浸水被害への対策や熱中症の予防対策などの健康・安全面に配慮した対策を推進します。

達成目標

指標	目標値 (H34〈2022〉年度)	基準値 (H25〈2013〉年)
市域から排出される温室効果ガスの量	2,284千 t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で15%削減	2,687 千 t-CO ₂
市の事務および事業に伴い排出される 温室効果ガスの量	111,155t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で14%削減	129,317 t-CO ₂

中期目標（国の削減目標に準じたもの）

指標	目標値 (H42〈2030〉年)	基準値 (H25〈2013〉年)
市域から排出される温室効果ガスの量	1,988千 t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で26%削減	2,687 千 t-CO ₂
市の事務および事業に伴い排出される 温室効果ガスの量	95,788t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で26%削減	129,317 t-CO ₂

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・ ライフスタイルを見直し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- ・ 家庭のエコ診断を実施する。
- ・ 公共交通機関や自転車の積極的な利用やエコドライブ*を実践する。
- ・ LED や HEMS*、家庭用燃料電池（エネファーム）などの省エネルギー型機器の導入に努める。
- ・ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・ 住宅・マンションなどの購入、改修にあたっては、ZEH などのエネルギー効率の高い建物を選択する。
- ・ グリーンカーテンの設置や屋上緑化に努める。
- ・ 雨水貯留施設の設置を検討・導入する。
- ・ 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の導入に努める。

● 事業者の役割

- ・ ビジネススタイルを見直し、日常業務での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- ・ 中小事業者向け省エネ診断を活用する。
- ・ 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施する。
- ・ エコドライブを実践する。
- ・ エコアクション 2.1*などの環境マネジメントシステム*を構築する。
- ・ LED や BEMS*、業務用燃料電池などの省エネルギー型機器の導入に努める。
- ・ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・ 事業所などの改修にあたっては、ZEB などのエネルギー効率の高い建物を選択する。
- ・ グリーンカーテンの設置や屋上緑化に努める。
- ・ クールシェア*スポットの開設に協力する。
- ・ 雨水貯留施設の設置を検討・導入する。
- ・ 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の導入に努める。

● 市の役割

- ・ 温室効果ガス排出量削減を推進する。 【個別目標 7】
- ・ まちの低炭素化を推進する。 【個別目標 8】
- ・ 気候変動適応策を推進する。 【個別目標 9】

個別目標7

温室効果ガス排出量削減の推進

●家庭・事業所における温室効果ガス排出量削減の推進

家庭や事業所において取り組める省エネルギー対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー性能に優れた設備・機器の導入を促進することで、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。

●公共施設における温室効果ガス排出量削減の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「川口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

施策	担当部署
① 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。	地球温暖化対策室
② 家庭における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	地球温暖化対策室
③ 事業所における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	地球温暖化対策室 経営支援課 産業振興課
④ 市民共同による再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	地球温暖化対策室
⑤ ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを最大限回収し、廃棄物処理施設において有効活用を図ります。併せて、より効率の良い方法などの調査・研究を行います。	環境施設課 戸塚環境センター 朝日環境センター
⑥ 「川口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。	環境総務課 地球温暖化対策室

コラム：埼玉（WEB）版家庭のエコ診断を活用しよう

埼玉（WEB）版家庭のエコ診断は、WEB 上（携帯電話、PC など）で、家族人数、光熱費、冷暖房時間などに関する項目や質問に回答を入力することで、その家庭のCO₂排出状況をグラフで分かりやすく提示し、いつでもどこでも効果的な省エネルギー対策を確認することができる省エネルギー診断です。

省エネルギー対策のメニューの中から取組項目を選択することで、CO₂削減量や水道光熱費の削減額を確認できます。

また、受診後に WEB 上で発行される家庭のエコ診断受診証を協賛店舗へ提示することで特典が受けられますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、「埼玉版家庭のエコ診断」(<https://www.ecosaitama.jp/>)をご覧ください。



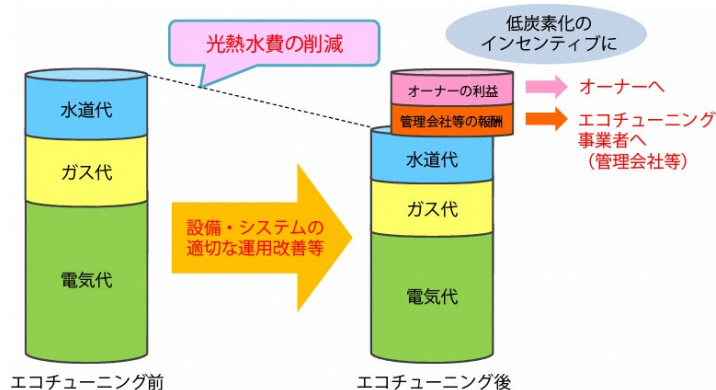
コラム：エコチューニングに取り組もう

「エコチューニング」とは、事業者の建築物などから排出される温室効果ガスを削減するため、快適性や生産性を確保しつつ、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減を行うことをいいます。

エコチューニングビジネスモデルでは、エコチューニングによる運用改善により削減された光熱水費を、ビルオーナーとエコチューニングを実践する事業者とで利益として分け合うことを想定しています。

エコチューニング事業者への報酬は、主に光熱水費の削減額の中から一定割合を支払うため、削減が出来なければ支払いは生じず、ビルオーナーにとって負担・リスクの少ないビジネスモデルです。

詳しくは、「エコチューニング推進センター」のホームページ (<http://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>) をご覧ください。



個別目標8

まちの低炭素化の推進

●省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の推進

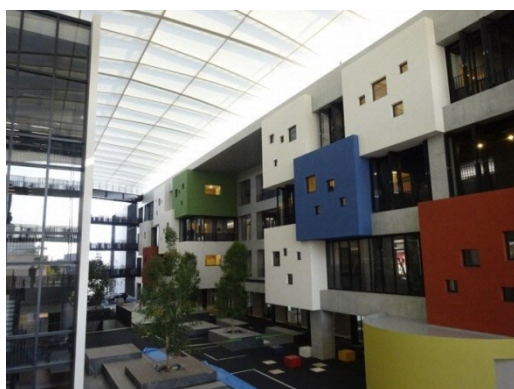
社会経済情勢の変化に伴う建築物のエネルギー消費量増加に対応するため、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ります。

また、省エネルギー性能に優れた LED 道路照明灯の切り替えを推進し、環境への負荷の低減を図ります。

●公共交通、自転車利用の促進

鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

施策	担当部署
① 省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。	建築安全課
② 街区単位や複数の建物などで、エネルギーを面的に活用する、スマートコミュニティ*について、調査・研究を行います。	地球温暖化対策室 都市計画課
③ 省エネルギー性能に優れたLED道路照明灯への切り替えを推進します。	道路建設課
④ 電気自動車・燃料電池自動車などの次世代自動車の普及を促進します。	地球温暖化対策室
⑤ 商用水素ステーション*の設置を促進します。	地球温暖化対策室
⑥ 公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	都市交通対策室
⑦ 関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。	交通安全対策課 道路維持課 道路建設課



自然光を採光できる川口市立高等学校の膜屋根

個別目標9

気候変動適応策の推進

●豪雨対策の推進

集中豪雨による被害軽減に向けて、下水の排水能力の強化など市内の水害対策を進めます。
また、洪水ハザードマップ*の周知など市民の防災意識の高揚を図ります。

●熱中症・感染症対策の推進

地表面や屋上の緑化など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取り組みを推進します。

また、熱中症や感染症の発症リスクが高まっていることから、市民へ向けて熱中症や感染症の予防に関する情報を発信するなどの普及啓発を行うほか、市内公共施設を「かわぐち暑さ避難所*」として開放します。

施策	担当部署
① 排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水調整池や雨水貯留管などの貯留施設の設置など、雨水の流出抑制対策を推進します。	河川課 下水道維持課 下水道推進課 ポンプ場管理センター
② 洪水ハザードマップやハザードマップアプリの周知に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。	防災課
③ 猛暑日の増加の対応策として、屋上緑化、グリーンカーテンの推進に努めます。	地球温暖化対策室 みどり課
④ 熱中症の発生を抑制するため、ホームページなどを活用した注意喚起を行い、市内公共施設を「かわぐち暑さ避難所」として開放します。	地域保健センター
⑤ デング熱などの感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	疾病対策課



前野宿川調節池



庁舎のグリーンカーテン

基本目標5

環境保全活動の拡大

～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第8条では、都道府県や市町村は、「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。」と規定されており、本市では平成21（2009）年3月に「川口市環境学習指針」を策定しました。

この基本目標5は、本市の「川口市環境学習指針」として、環境学習を推進するための基本的な考え方や方向性を示すものです。

施策の方向性

環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を実現するためには、市民、事業者、環境団体など様々な主体が環境問題を自らの問題としてとらえ、自主的に問題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。また、そのためには、環境について学び、地域や将来世代のために自ら主体的に行動できる人を育てる「環境学習」が重要です。

様々な主体が、それぞれの役割を果たしつつ協働して環境学習を推進し、より多くの「環境に配慮した行動ができる人」を育てます。

将来の環境像「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を実現するため、将来にわたって環境保全活動が継続する仕組みづくりを行います。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
環境出前講座の実施数	現状値を上回る	29回/年
環境イベントの参加者数	現状値を上回る	22,378人/年

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・省エネルギー、3R などについて自主的に学習し、環境にやさしいライフスタイルへ転換する。
- ・身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ・環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- ・自然観察会、環境出前講座などに積極的に参加する。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。
- ・地域の緑化活動へ積極的に参加する。
- ・市民、事業者、環境団体、市などが実施する環境活動に参加し、協力関係をつくる。

● 事業者の役割

- ・省エネルギー、3R などについて自主的に学習し、環境にやさしいビジネススタイルへ転換する。
- ・環境保全に対する方針、事業活動に伴う環境影響などに関する学習機会を設け、従業員の理解を深める。
- ・事業所における環境学習や環境保全活動の推進役となるリーダーを育成する。
- ・環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- ・エコアクション21などの環境マネジメントシステムを構築する。
- ・事業の専門性を活かした環境出前講座や環境イベントなどを企画する。
- ・従業員が地域の環境学習や環境保全活動に参加しやすい社内環境を整備する。
- ・ホームページやパンフレットなどで、事業活動に関連する環境活動などの情報を発信する。
- ・自然観察会、環境出前講座などに積極的に協力する。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで協力する。
- ・地域の緑化活動へ積極的に協力する。
- ・市民、事業者、環境団体、市などが実施する環境活動に参加し、協力関係をつくる。

● 学校の役割

- ・児童・生徒が環境にやさしい生活習慣を身につけるように導く。
- ・環境学習に関する教材や情報を活用する。
- ・環境出前講座を積極的に活用する。
- ・児童・生徒に、学校以外の環境保全活動への参加を促す。
- ・環境学習の状況、学校で収集した地域の環境情報を、学校だよりやホームページなどを通して発信する。
- ・市民、事業者、環境団体、市などが実施する環境活動に参加し、協力関係をつくる。

● 市の役割

- ・環境に配慮した行動を実践する。 【個別目標 1 0】
- ・環境教育・環境学習を推進する。 【個別目標 1 1】
- ・協働による環境活動を推進する。 【個別目標 1 2】

個別目標 10

環境に配慮した行動の実践

●エコライフの実践に向けた普及啓発

環境に配慮した行動および生活の実践と定着に向けて、市民、事業者、学校などに対する適切な情報発信を行うとともに、市民、事業者、学校などが自主的に行う環境に配慮した活動に対する支援を行います。

●環境活動情報の共有

「広報かわぐち」や環境部広報紙「PRESS530」、市ホームページ、町内回覧板、SNS*などの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行います。

また、市内で活動を行っている市民や環境保全団体などの取り組みを広く周知します。

施策	担当部署
① 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。	地球温暖化対策室
② ごみの減量化や再資源化を推進するため、3 R運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	資源循環課 リサイクルプラザ
③ 市民・事業者が行う自主的・創造的な環境保全活動を支援し、広く周知・発表する場を提供します。	地球温暖化対策室 資源循環課 経営支援課

コラム：環境部広報紙「PRESS530」

川口市環境部では、市民のみなさまにもっと市内のごみ問題、環境問題について知っていただき、より住み良い環境を目指すべく、年3回（3月、7月、11月）「PRESS530（ごうさんまる）」という広報紙を発行しております。ぜひご覧下さい。



●学校における環境教育の充実

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育については、学校単位で身近な環境問題を題材とした取り組みを推進します。

また、環境に関する豊かな経験や知識を有する市民や事業者、環境団体などが環境教育の講師として、児童・生徒を対象に環境の出前講座を活用し、学校における環境教育のステップアップを図ります。

●地域における環境学習機会の拡充

環境学習会やイベントの開催などを通じて、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。

また、より多くの市民が興味を示す内容や、市民が参加しやすい工夫などを講じることで、参加者を増やします。

施策	担当部署
① 環境の出前講座を活用し、学校における環境教育のステップアップを図ります。	地球温暖化対策室 指導課
② 環境学習の教材や教育プログラムなどの整備・充実を図ります。	地球温暖化対策室
③ 緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる実体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。	地球温暖化対策室 資源循環課 グリーンセンター みどり課
④ リサイクルプラザを環境学習の拠点として、さらなる活用を図ります。	リサイクルプラザ
⑤ 川口市地球温暖化防止活動推進センターの環境学習に関する事業の拡充を図ります。	地球温暖化対策室



自然観察会

コラム：環境出前講座「エコ・スクールン」

環境問題の多くは日常生活や事業活動に深く関わっており、市民、事業者、学校、市などが個々の立場、活動と役割を理解し、共通認識を持ってパートナーシップを形成し、環境教育・環境学習にかかわる環境を整備していくことが重要です。

環境出前講座「エコ・スクールン」は、環境教育の支援を図るため、環境に関する知識や活動経験のある方、環境に配慮した事業を展開している事業者の方に、市内の学校にて児童・生徒へ環境問題についての講義をしてもらう取り組みです。



個別目標 12

協働による環境活動の推進

●環境ボランティア・リーダーの育成

様々な主体が参加できる講座やイベントなどを開催することで、幅広い人々に対する啓発を行い、環境ボランティアに取り組む人を増やします。

さらに、市民、事業者、環境団体などの中から、環境学習や環境保全活動の推進役となり得るリーダーの育成を図ります。

●環境に配慮した活動への支援

市民、事業者が協働で行う環境活動を支援します。

●協働による環境活動の活性化

事業者や環境団体などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図り、環境活動への参加者を増やします。

施策	担当部署
① 市民・事業者・市が協働して環境活動に取り組むイベントなどを開催します。	地球温暖化対策室 資源循環課
② 市民、事業者から、環境学習や環境保全活動の推進役となるリーダーを育成します。	地球温暖化対策室 資源循環課
③ 環境活動のリーダーなどの人材リストを作成し、様々な人材の活用を図る環境を整えます。	環境総務課
④ 市民、事業者が協働で行う環境活動を支援します。	地球温暖化対策室 経営支援課
⑤ 市民、事業者の協働に繋がる、情報交換・相談のための交流の場を設けます。	地球温暖化対策室 資源循環課
⑥ 環境保全活動を行う市民間の交流を促進し、協働による環境活動のさらなる拡大を図ります。	協働推進課 地球温暖化対策室



全市一斉クリーンタウン作戦

第 5 章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。そのため、川口市環境審議会をはじめ、市民・事業者・市が協働して計画の推進に努めます。

川口市環境審議会

環境基本法に基づいて設置された組織で、市長の附属機関として位置づけられています。市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、答申や助言を行うとともに、本計画の進捗状況の点検を行います。

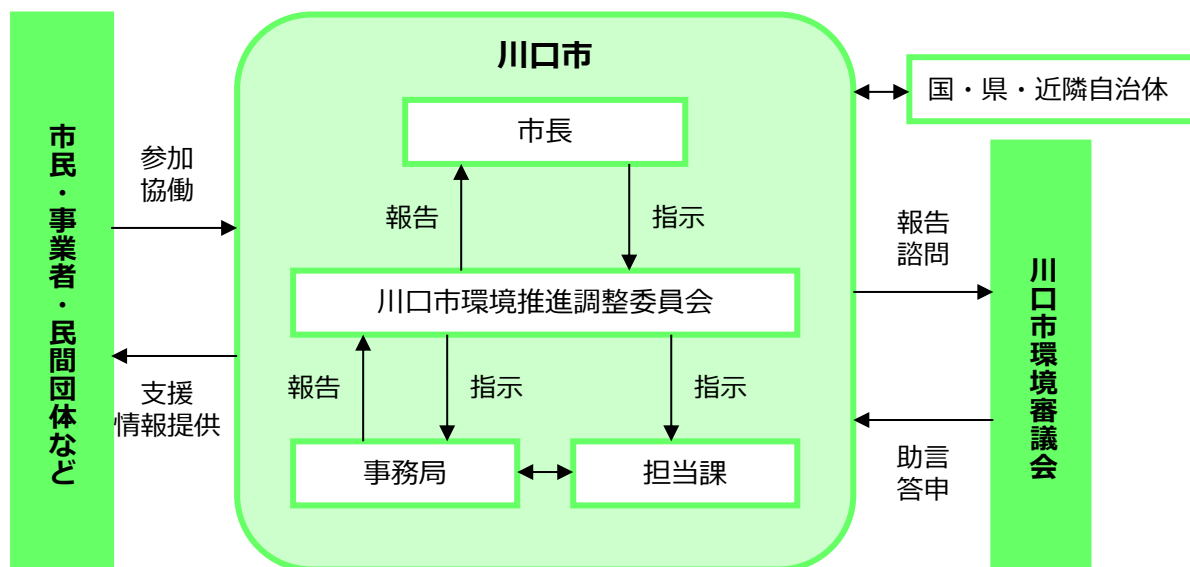
川口市環境推進調整委員会

環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した、本市の庁内組織です。本計画に掲げる目標の達成や施策の実施について、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

広域的な連携

地球温暖化や大気環境など、広域的に取り組むことが必要な課題について国、県および近隣の地方自治体との連携を図ります。

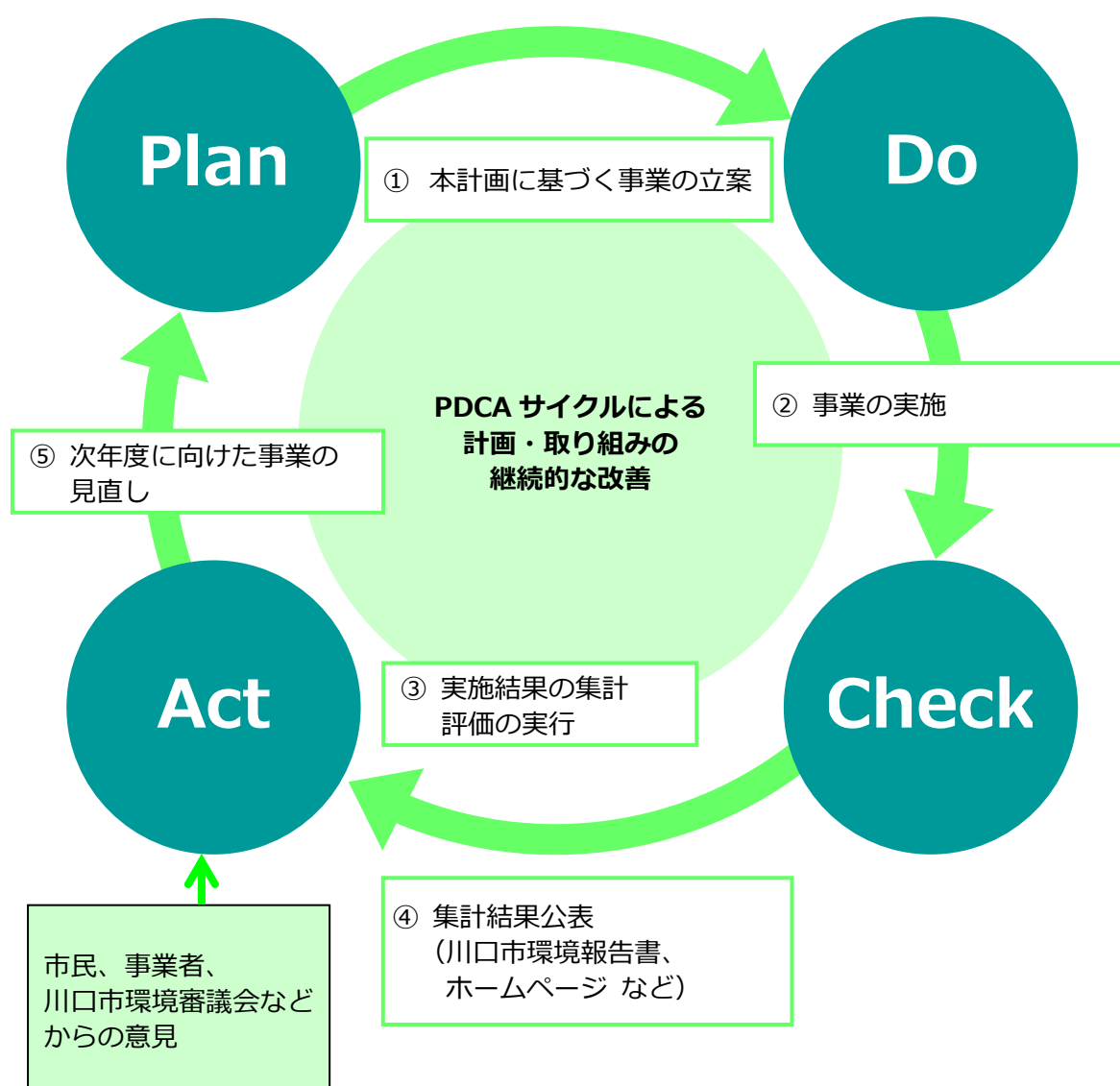
計画の推進体制



2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



コラム：川口市環境報告書

川口市環境報告書は、川口市環境基本条例に基づく年次報告書として公表するもので、本計画の施策体系に準じて、本市の環境の現状や環境の保全等に関して講じた施策について説明しています。

報告書（冊子）は、市ホームページのほか、市政情報コーナーおよび市内図書館でご覧いただけます。

川口市環境報告書

平成28年度環境基本計画年次報告書



H28年度『地球温暖化防止絵画コンクール』 最優秀賞
小学生の部 横家小学校 4年 三井 優佳さん
「くらしを元なおし地球を守ろう！」

平成29年11月

【課題・問題点】講習会参加率数が目標値を上回っているものの、現状を維持していくためにも、引き続き内容の充実を図っていく必要がある。

②本市産業におけるさまざまな製造業の分野で、優れた技術の維持・発展に積極的に取り組む事業所を「川口市技術振興推進モデル事業所」として認定・公表します。

川口市技術振興推進モデル事業所（経営支援課）

【概要】本市産業における鋳物・機械・木型などの工業、建設業、緑木造園業、食品加工製造業などさまざまな製造業の分野で、優れた技術の維持・発展に積極的に取り組む他の模範となる事業所を、川口市技術振興推進モデル事業所として認定・公表します。

【実施内容】平成29年度は新たに4事業所を認定し、これまでの認定事業所は72事業所となりました。
認定日：平成28年11月29日、認定事業所：数件略 略不同



富田エンジニアリング㈱

（ロータリージョイント・スライバジョイント等製造販売）



関東北東精製造所

（鉄鋳物の製及びマシナリ製造販売）



関水精工

（鉄鋳物の製造及び機械加工・産業用車輪の製造）



安元化成㈱

（圧縮空気プラスチック製品製造販売）

【今後の目標・方向性】平成29年度目標達成済み、平成29年度目標：認定事業所数 累計75事業所

【課題・問題点】モデル事業所のPRに努める。また、モデル事業所に認定されることのメリットを検討する。

參考資料

平成 10 年 9 月 28 日

条例第 58 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮（第 8 条）

第 2 節 環境基本計画（第 9 条）

第 3 節 市が講ずる環境の保全等のための施策等（第 10 条—第 20 条）

第 4 節 地球環境保全の推進（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市、事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とするものを策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書)

第7条 市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、環境との共生を図るため、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、川口市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るようにするものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第13条 市は、緑地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

(循環を基調とする社会の構築)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第 15 条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の環境保全活動の促進）

第 16 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 17 条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（事業者、市民等の意見の反映）

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策に、事業者、市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び監視等の体制の整備）

第 19 条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（総合調整のための体制の整備）

第 20 条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第 4 節 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第 21 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2

川口市環境審議会条例

昭和 46 年 4 月 1 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、川口市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、及びこれらについて必要と認める事項を市長に建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 業界関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 7 条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(特別委員)

第8条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年11月1日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第60号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月27日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)

附 則 (平成10年3月24日条例第20号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日条例第18号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3

川口市環境審議会 委員名簿

◎ 会長 ○ 副会長

区分	氏 名	推薦団体等	役職名	備 考
知識経験者	柳田 つとむ	川口市議会	市議会議員	H26.3～
	幡野 茂	川口市議会	市議会議員	H23.5～
	井上 薫	川口市議会	市議会議員	H27.5～
	山口 征矢 ◎	東京海洋大学	名誉教授	H16.8～
	山添 真由美	公募		H28.8～
	岡田 雅代	公募		H28.8～
民間団体の代表者	杉本 紀代美	川口市婦人団体連絡協議会	副会長	H26.8～
	斉藤 照夫 ○	川口市民環境会議	理事	H24.8～
	神田 美代子	西川口を活性化させる会	理事	H26.8～
業界関係者	田中 知雄	埼玉県鍍金工業組合第7支部	支部長	H28.8～
	矢作 泰雄	川口鋳物工業協同組合	理事	H28.8～
	倉田 勉	川口市商店街連合会	副会長	H28.8～
	矢野 剛	川口新郷工業団地協同組合	副理事長	H28.8～
関係行政機関の職員	橋谷田 元	埼玉県川口保健所	副所長	H28.8～
	猪俣 孝一	埼玉県中央環境管理事務所	副所長	H26.8～ H29.3
	原田 利一			H29.4～

4 策定経過

平成 28 年度

	日付	会議名など	審議の内容
平成 28 年	8月3日	平成 28 年度 第 1 回川口市環境審議会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について
	9月20日 ～10月3日	市民・事業者アンケート実施	
	11月16日	諮問	
	11月28日	平成 28 年度 第 2 回川口市環境審議会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 策定スケジュールについて 2. アンケート結果について 3. 計画の概要及び方向性等について
平成 29 年	1月16日	第 1 回川口市環境基本計画等 策定庁内検討委員会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 策定スケジュールについて 2. アンケート結果について 3. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画について
	1月16日	市民ワークショップ実施	
	1月24日 ～2月10日	教員アンケート実施	
	2月2日	第 44 回 川口市環境推進調整委員会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 策定スケジュールについて 2. アンケート結果について 3. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画について
	2月16日	平成 28 年度 第 3 回川口市環境審議会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 策定スケジュールについて 2. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画について 3. ワークショップの結果について



市民ワークショップ

平成 29 年度

	日付	会議名など	審議の内容
平成 29 年	4 月 17 日	第 2 回川口市環境基本計画等 策定庁内検討委員会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. ワークショップの結果について 2. 教員アンケートの結果について 3. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画及び (仮称)川口市地球温暖化対策実行計画について
	4 月 27 日	第 45 回 川口市環境推進調整委員会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. (仮称)川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	5 月 23 日	平成 29 年度 第 1 回川口市環境審議会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 教員アンケートの結果について 2. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画(案)について 3. (仮称)川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	6 月 22 日	第 3 回川口市環境基本計画等 策定庁内検討委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	7 月 3 日	第 46 回 川口市環境推進調整委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	7 月 13 日	平成 29 年度 第 2 回川口市環境審議会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	8 月 9 日	第 4 回川口市環境基本計画等 策定庁内検討委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	9 月 1 日	第 47 回 川口市環境推進調整委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	10 月 6 日	平成 29 年度 第 3 回川口市環境審議会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	10 月 16 日 ～10 月 23 日	庁内パブリックコメント実施	
	10 月 16 日 ～11 月 20 日	市民パブリックコメント実施	
	12 月 1 日	第 49 回 川口市環境推進調整委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	12 月 26 日	平成 29 年度 第 4 回川口市環境審議会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
平成 30 年	1 月 22 日	答申	

諮問・答申

諮問

川環総発 第26号
平成28年11月16日

川口市環境審議会
会長 山口 征矢 様

川口市長 奥ノ木 信夫

（仮称）第3次川口市環境基本計画及び（仮称）川口市地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問）

川口市環境審議会条例（昭和46年条例第21号）第2条の規定に基づき、（仮称）第3次川口市環境基本計画及び（仮称）川口市地球温暖化対策実行計画の策定について、貴審議会に諮問します。

答申

平成30年1月22日

川口市長
奥ノ木 信夫 様

川口市環境審議会
会長 山口 征矢

「第3次川口市環境基本計画」及び「川口市地球温暖化対策実行計画」について（答申）

平成28年11月16日付け、川環総発第26号で諮問のありました件について、当審議会は、慎重なる審議を重ねた結果、別添「第3次川口市環境基本計画」及び「川口市地球温暖化対策実行計画」をもって、答申します。



川口市環境審議会



答申

5

施策推進の指標一覧

個別 目標	指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)	指標の解説
1 循環型 社会の 実現	1人1日あたりのごみ排出量	※ 844 g/人・日	850g/人・日	・「第6次一般廃棄物処理基本計画」で設定している計画目標です。
	リサイクル率	※ 35.0%	23.0%	・「第6次一般廃棄物処理基本計画」で設定している計画目標です。
	最終処分量	※ 4,800 t	7,424 t	・「第6次一般廃棄物処理基本計画」で設定している計画目標です。
	グリーン購入の目標値達成率	100%	94.7%	・「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針」で設定している分野毎の目標値の達成率です。

※ 平成34（2022）年度の目標値
川口市一般廃棄物処理基本計画の改訂時に見直しを行います。

個別 目標	指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)	指標の解説
2 安全・安心・快適社会の実現	大気環境基準 達成率	100%	50.0%	・ 6 地点における二酸化窒素などの環境基準の達成状況を示す数値です。
	公共用水域(河川) 環境基準達成率	100%	80.0%	・ 芝川・新芝川・綾瀬川における B O D の環境基準の達成状況を示す数値です。
	騒音環境基準 達成率	100%	97.7%	・ 幹線交通を担う道路の周辺における環境基準の達成状況を示す数値です。
	地下水環境基準 達成率	100%	100%	・ 2 地点における各 2 8 項目の環境基準の達成状況を示す数値です。
	ダイオキシン類 環境基準達成率	100%	100%	・ 大気、河川水、河川底質、地下水、土壌の環境基準の達成状況を示す数値です。
	有害大気汚染物質 の環境基準達成率	100%	100%	・ 3 地点におけるベンゼンなどの環境基準の達成状況を示す数値です。
	下水道処理人口 普及率	※ 88.0%	86.5%	・ 行政区域内の総人口に占める下水道を利用できる区域内の人口比率の数値です。

※ 平成 32 (2020) 年度の目標値
流域下水道計画や他の都市計画事業などと整合を図りながら見直しを行います。

個別目標	指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)	指標の解説
3 自然共生社会の実現	保全すべき緑地の確保	※1 200,000 m ²	33 箇所 187,254 m ²	・「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき指定された緑地の箇所数および面積です。
	親水護岸の整備延長	※2 3,240m	2,015m	「都市基盤河川改修事業」の一環として整備される延長です。
	保存樹木の本数	現状維持	212 本	・「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき指定された樹木の本数です。
	保存生け垣の箇所数、延長	現状維持	40 箇所 2,064m	・「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき指定された生垣の箇所数および延長です。
	市民 1 人あたりの公園面積	現状値を上回る	3.33 m ²	・市内の都市公園の市民一人あたりの面積です。

※1 ※2 平成 32（2020）年度の目標値

※1 川口市緑の基本計画の改定時に見直しを行います。

※2 旧芝川改修事業と整合を図りながら見直しを行います。

個別目標	指標	目標値 (H34〈2022〉年度)	基準値 (H25〈2013〉年)	指標の解説
4 低炭素社会の実現	市域から排出される温室効果ガスの量	2,284千 t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比で15%削減	2,687 千 t-CO ₂	・「川口市地球温暖化対策実行計画」で設定している計画目標です。
	市の事務および事業に伴い排出される温室効果ガスの量	111,155t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比で14%削減	129,317 t-CO ₂	・「川口市地球温暖化対策実行計画」で設定している計画目標です。

中期目標（国の削減目標に準じたもの）

個別目標	指標	目標値 (H42〈2030〉年)	基準値 (H25〈2013〉年)	指標の解説
4 低炭素社会の実現	市域から排出される温室効果ガスの量	1,988千 t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比で26%削減	2,687 千 t-CO ₂	・「川口市地球温暖化対策実行計画」で設定している計画目標です。
	市の事務および事業に伴い排出される温室効果ガスの量	95,788t- CO ₂ 平成25年度（2013年度）比で26%削減	129,317 t-CO ₂	・「川口市地球温暖化対策実行計画」で設定している計画目標です。

個別 目標	指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)	指標の解説
5 環境保全活動の拡大	環境出前講座の実施数	現状値を上回る	29 回/年	・「エコ・スクールン」など環境出前講座を開催した回数です。
	環境イベントの参加者数	現状値を上回る	22,378 人/年	・環境イベントや講座等の参加者の累計数です。

6

用語集

【あ行】

アスベスト（石綿）

繊維状鉱物の総称。繊維が肺に刺さると肺がんや中皮腫などの健康障害を引き起こす恐れがある。以前は、ビルなどの建築工事において、保温断熱の目的でアスベストを吹き付ける作業が行われていたが、現在は禁止されている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

インキュベートオフィス

新規事業の立ち上げにともなう会社経営・運営のサポートサービスを兼ね備えた賃貸オフィス。

エコアクション 21

中小事業者などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価および環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速などの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策。二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。

エネルギー基本計画

「エネルギー政策基本法」第 12 条の規定に基づき、将来を見通してエネルギー需給全体に関する施策の基本的な方向を定性的に示す計画。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表面を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の 7 種類としている。

【か行】

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。

かわぐち暑さ避難所

熱中症対策の一環として、川口市が行っている事業で、市内の公共施設を外出時の一時休息所として提供するもの。

環境基準

「環境基本法」第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）を立てて、実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

京都議定書

平成 9（1997）年 12 月に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP 3）」において採択された議定書。平成 17（2005）年 2 月に発効した。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

クールシェア

家庭や地域で、複数のエアコン使用をやめ、なるべく 1 部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼を分かち合うなど、1 人あたりのエアコン使用を見直す取り組みのこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」。環境をイメージした緑と、コンシューマー＝消費者を合わせた造語で、環境を考えて商品やサービスを購入する消費者のこと。

クリーン推進員

廃棄物処理法第 5 条の 8 の規定による「廃棄物減量等推進員制度」として実施している「川口市クリーン推進員制度」に基づき、委嘱した地域住民のこと。主な活動内容は、ごみの減量や分別の啓発、環境美化活動などである。

洪水ハザードマップ

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域および浸水した場合に想定される水深、洪水予報などの伝達方法、避難場所、避難の確保を図るために必要な事項を記載した地図。

固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わるものとして提示された概念である。

親水公園

河川・湖沼・海浜などの地形を利用して、水と親しめるように作られた公園。河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるようにしたもの。

水素ステーション

燃料電池自動車に水素を補給するための施設。ガソリンスタンドに相当する。

スマートコミュニティ

地域社会がエネルギーを消費するだけでなく、つくり、蓄え、賢く使うことを前提に、地域単位で統合的に管理する社会。産業や社会生活の基盤となる住宅、施設、交通網、公共サービスなどが IT（情報技術）を利用することで、エネルギーの最適な活用ができる次世代送配電網スマートグリッド（電気の容量や電圧を最適な状態にコントロールできる送配電網）を基礎とした情報ネットワークに接続し、環境負荷が少ない暮らし方を実現する。スマートシティともいう。

生態系

動物、植物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合したシステム。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のこと。炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃えるときなどに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法律等での土地利用を規制し、良好な自然的環境の保全を図ることを目的として指定する緑地。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。重症化すると致死性のある出血症状を発症することがある。

都市生活型公害

都市化の進展や生活様式の変化により、主に私たちの日常生活に伴って発生する生活環境の悪化のこと。自動車からの排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、近隣騒音、ごみ問題などがある。

【な行】

燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電効率がよく、反応の際に発生する熱を利用して、エネルギーを効率よく使える発電システム。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油などと混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらない事により発生する。

【ま行】

まちの低炭素化

都市から排出される二酸化炭素（CO₂）を抑制するまちづくり。具体的には、人や物の移動に係るエネルギー使用の削減や、建築物・自動車などの都市の構成要素の低炭素化、都市のエネルギーシステムの低炭素化を指す。

水と緑のネットワークづくり

水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取り組みのこと。

都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出などの効果が期待される。

【や行】

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

【ら行】

リサイクル（再資源化）

ごみを資源として再利用すること。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。

リユース（再使用）

一度使い終わったものを、洗ったり修理したりすることによって何度も繰り返し使うこと。

【英数】

BEMS

Building Energy Management Systemの略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

HEMS

Home Energy Management Systemの略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「国連気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。

3 R

循環型社会を形成していくためのキーワードで「リデュース（Reduce）：減らす」、「リユース（Reuse）：繰り返し使う」、「リサイクル（Recycle）：資源として再利用する」の頭文字をとったもの。

第3次川口市環境基本計画

平成30年3月

編集・発行 川口市 環境部 環境総務課

〒332-0001 川口市朝日 4-21-33

Tel 048-228-5376 Fax 048-228-5322

E-mail : 090.01000@city.kawaguchi.saitama.jp



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。